

会計検査院の直近の検査報告のうち、当公庫に関する主な部分は次のとおりです。

「令和3年度決算検査報告」（会計検査院）（抄）

○第2章 決算の確認

第3節 政府関係機関の決算の検査完了

○第4章 国会及び内閣に対する報告並びに国会からの検査要請事項に関する報告等

第3節 特定検査対象に関する検査状況

第1 新型コロナウイルス感染症対策に関連する各種施策に係る予算の執行状況等
について

○第6章 歳入歳出決算その他検査対象の概要

第1節 検査対象別の概況

第6 政府関係機関及びその他の団体

1 概況

2 政府関係機関の収入支出決算

（1）沖縄振興開発金融公庫

第2節 国の財政等の状況

第1 国の財政の状況

第3節 政府関係機関の決算の検査完了

会計検査院は、下記の令和3年度の政府関係機関の決算額を検査完了した。

政府関係機関名	収 入 円	支 出 円
沖縄振興開発金融公庫	15,747,213,725	7,893,459,068
株式会社日本政策金融公庫		
国民一般向け業務	122,614,610,867	73,560,761,527
農林水産業者向け業務	49,702,217,468	33,814,667,844
中小企業者向け業務	73,587,130,902	30,730,972,268
信用保険等業務	263,874,510,254	187,254,857,631
危機対応円滑化業務	16,181,230,788	35,078,784,107
特定事業等促進円滑化業務	188,349,882	188,832,890
株式会社国際協力銀行	326,759,118,284	233,867,790,225
独立行政法人国際協力機構 有償資金協力部門	126,898,767,704	62,237,274,764

第4節 国の決算金額と日本銀行の提出した計算書の金額との対照

第1 一般会計

会計検査院が令和3年度一般会計歳入歳出決算の金額と日本銀行の提出した計算書の金額とを対照したところ、収納済歳入額において、次のとおり符合しないものがあった。

収納済歳入額 円	日本銀行の提出した計算書の金額 円	符合しない額 円
169,403,101,970,186	169,402,812,483,635	289,486,551

収納済歳入額が日本銀行の提出した計算書の金額より多いのは、在外公館の歳入金で、日本銀行における3年度歳入金の受入れ期限である4年5月31日までに払い込まれなかったものが289,486,551円あったためである。

第2 特別会計

会計検査院が令和3年度特別会計歳入歳出決算の金額と日本銀行の提出した計算書の金額とを対照したところ符合していた。

第2章
第3節
政府関係機関の決算の検査完了
第4節
国の決算金額と日本銀行の提出した計算書の金額との対照
第1
一般会計
第2
特別会計

第3節 特定検査対象に関する検査状況

第1 新型コロナウイルス感染症対策に関連する各種施策に係る予算の執行状況等について

検査対象	国会、裁判所、会計検査院、内閣、内閣府、デジタル庁、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、防衛省
新型コロナウイルス感染症対策に関連する事業の概要	令和元年度に決定した「新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策」「新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策―第2弾―」「生活不安に対応するための緊急措置」、2年度に決定した「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」「国民の命と暮らしを守る安心と希望のための総合経済対策」、3年度に決定した「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」等に基づくなどして実施された事業
検査対象のうちコロナ関連事業を実施している府省等	裁判所、内閣、内閣府、デジタル庁、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、防衛省
予算の執行を他の事業と区分して管理されていたコロナ関連事業数及び予算総額	計 1,367 事業 94 兆 4920 億円(令和元年度～3年度)
上記のうち令和2年度の戻入期限までに精算されなかった概算払額のうち、3年5月1日から4年4月30日までの間に精算が完了した補助金等の概算払額	3 兆 4460 億円(令和2年度)
上記のうち最終的にコロナ関連事業の実施に充てられていなかった余剰額	4788 億円

<構成>

1 検査の背景(482 ページ)
(1) 新型コロナウイルス感染症対策に関連する各種施策に係る予算の執行状況等に係る検査の状況(482 ページ)
(2) 対策等及びその予算の概要(483 ページ)
ア 元年度に決定された対策等及びその予算の概要(483 ページ)

イ	2年度に決定された対策等及びその予算の概要(483 ページ)
ウ	3年度に決定された対策等及びその予算の概要(484 ページ)
(3)	概算払をした補助金等の精算に伴う余剰額の国の会計における整理(486 ページ)
2	検査の観点、着眼点、対象及び方法(486 ページ)
(1)	検査の観点及び着眼点(486 ページ)
(2)	検査の対象及び方法(487 ページ)
3	検査の状況(488 ページ)
(1)	コロナ関連事業に係る区分管理の状況(488 ページ)
(2)	3年度コロナ関連事業に係る予算の執行状況(489 ページ)
ア	一般会計の予算の執行状況(489 ページ)
イ	特別会計の予算の執行状況(490 ページ)
ウ	対策等別の予算の執行状況(490 ページ)
(3)	3か年度分のコロナ関連事業に係る予算の執行状況の全体像(495 ページ)
ア	対策等における施策と経費項目の4類型(495 ページ)
イ	類型別の予算の執行状況(498 ページ)
ウ	事業別の予算の執行状況(500 ページ)
(4)	2年度に概算払をした補助金等に係る精算及び余剰額の状況(503 ページ)
(5)	各府省等におけるコロナ関連事業に係る予算の執行等に関する情報提供の状況(505 ページ)
4	本院の所見(506 ページ)
別表	検査報告掲記事項の一覧(507 ページ)

1 検査の背景

(1) 新型コロナウイルス感染症対策に関連する各種施策に係る予算の執行状況等に係る検査の状況

政府は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受けて、令和2年1月に新型コロナウイルス感染症対策本部(以下「政府対策本部」という。)を設置した。そして、政府又は政府対策本部は、新型コロナウイルス感染症対策に係る対応策、対策等(以下「対策等」という。)を決定し、多額の予算を計上して、同感染症対策に関連する各種事業(以下「コロナ関連事業」という。)を実施してきた。

本院は、令和2年度決算検査報告に特定検査対象に関する検査状況として「新型コロナウイルス感染症対策に関連する各種施策に係る予算の執行状況等について」(以下「2年度報告」という。)を掲記した。2年度報告では、元、2両年度に14府省等^(注1)(外局等を含む。以下同じ。)が実施したコロナ関連事業のうち予算の執行を他の事業と区分して管理されていた770事業について分析して、歳出予算現額(以下、歳出予算額(当初予算額、補正予算額及び予算移替額の合計)に前年度繰越額、予備費使用額及び流用等増減額を加減したものを「予算現額」という。)について、各年度の重複を控除した総額(以下「予算総額」という。)が計65兆4165億余円、2年度から3年度への繰越額が計21兆7796億余円、元、2両年度の不用額が計1兆0763億余円等となっていることなどを記述した。また、所見において、各府省等においては、3年度以降においても引き続きコロナ関連事業は継続して

いることから、多額の繰越額や不用額を計上したコロナ関連事業について、その原因を分析するなどして、適時適切な実施に努めるとともに、コロナ関連事業として実施した各事業に係る予算の執行状況等を国民に対して広く情報提供することが望まれる旨を記述した。

(注1) 14府省等 裁判所、内閣、内閣府、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、防衛省

(2) 対策等及びその予算の概要

2年1月に国内初の感染者が確認されて以降、3年度末までに実施された対策等及びその予算の概要は次のとおりとなっている。

ア 元年度に決定された対策等及びその予算の概要

政府対策本部は、2年2月に「新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策」(以下「元年度緊急対応策第1弾」という。)を決定し、これを実施するために、政府は、一般会計の予備費(以下、後述する一般会計に設置された新型コロナウイルス感染症対策予備費と区別して「一般会計予備費」という。)から103億余円の使用を決定するなどして計153億円の予算措置を講じた。

また、政府対策本部は、同年3月10日に「新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策—第2弾—」(以下「元年度緊急対応策第2弾」という。)を決定し、これを実施するために、政府は、一般会計予備費から2294億余円、労働保険特別会計雇用勘定の予備費から420億円の使用をそれぞれ決定するなどして計4308億円の予算措置を講じた。

さらに、政府対策本部は、同月18日に「生活不安に対応するための緊急措置」(以下「元年度緊急措置」という。)を決定し、これを実施するために、政府は、一般会計予備費から103億余円の使用を決定した。

イ 2年度に決定された対策等及びその予算の概要

(ア) 一般会計予備費及び労働保険特別会計雇用勘定の予備費

令和2年度当初予算案は、元年12月に閣議で決定されていたことから、新型コロナウイルス感染症対策の予算は計上されていなかった。政府は、新型コロナウイルス感染症対策として、2年4月に一般会計予備費から838億余円の使用を決定し、また、同年12月に労働保険特別会計雇用勘定の予備費の予算額550億円全額の使用を決定した。

(イ) 2年度緊急経済対策及び2年度新規対策事業

政府は、2年4月に、「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」(以下「2年度緊急経済対策」という。)を閣議で決定し、これを実施するために、計25兆5654億余円の予算を令和2年度一般会計補正予算(第1号)等(以下「2年度第1次補正」という。)に計上した。このうち1兆5000億円は、一般会計に新たに設けられた新型コロナウイルス感染症対策予備費(以下「コロナ対策予備費」という。)として計上されており、新型コロナウイルス感染症に係る感染拡大防止策に要する経費その他の同感染症対策に係る緊急を要する経費以外には使用しないものとされた。

また、同年6月には、令和2年度一般会計補正予算(第2号)等(以下「2年度第2次補正」という。)が成立した。このうち、計31兆8170億余円は、10兆円のコロナ対策予備費の増額を含む新型コロナウイルス感染症対策関係経費となっている。政府は、

これにより、2年度緊急経済対策の強化等を実施するとともに、新型コロナウイルス感染症対策に関連する新たな事業を実施することとした(以下、2年度第2次補正並びにコロナ対策予備費及び一般会計予備費の使用額により実施した新たな事業を「2年度新規対策事業」という。)

(ウ) 2年度総合経済対策

政府は、同年12月に、「国民の命と暮らしを守る安心と希望のための総合経済対策」(以下「2年度総合経済対策」という。)を閣議で決定し、これを実施するために、計19兆1761億余円の予算を令和2年度一般会計補正予算(第3号)等(以下「2年度第3次補正」という。)に計上した。また、その際、コロナ対策予備費の予算額は、2年度第1次補正及び2年度第2次補正の11兆5000億円から1兆8500億円が減額され9兆6500億円となり、3年3月までに9兆1420億余円の使用が決定された。

ウ 3年度に決定された対策等及びその予算の概要

(ア) 3年度経済対策

政府は、3年11月に、「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」(以下「3年度経済対策」という。)を閣議で決定した上で計31兆5626億余円の予算を令和3年度一般会計補正予算(第1号)等(以下「3年度補正」という。)に計上するなどして、事業を実施している。

(イ) 3年度新規対策事業

2年7月の閣議において、財務大臣は、令和3年度一般会計予算等(以下「3年度当初予算」という。)の編成に当たっては、新型コロナウイルス感染症への対応に係る緊要な経費については所要の要望を行うことができるという方針を示し、各府省等はこの方針に沿って新型コロナウイルス感染症対策等の事業等に係る経費を要望して、3年度当初予算に7777億余円が計上された。また、コロナ対策予備費として5兆円が計上され、4年3月までに4兆6185億余円の使用が決定された(以下、3年度経済対策以外に3年度当初予算又は3年度のコロナ対策予備費により新たに実施している事業を「3年度新規対策事業」という。)

政府対策本部及び内閣府は、対策等の取りまとめに当たり、各府省等に対して事務連絡を発出して、新型コロナウイルス感染症対策に係る各種施策の具体的な名称、概要、事業規模等の情報を登録すること(以下「施策登録」という。)を求めている。そして、各府省等は、施策登録時の施策を更に細分化するなどして事業を実施している。なお、対策等とは別に実施されている2年度新規対策事業及び3年度新規対策事業については、施策登録は行われていない。

元年度から3年度までに決定された上記の対策等とこれらに係る予算措置をまとめると、表1のとおりである。

表1 対策等と予算措置との対応関係

年度	対策等名 (決定年月)	対策等の主な内容	対策等に係る予算
令和元年度	元年度緊急対応策第1弾 ＜新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策＞ (令和2年2月)	○帰国者等への支援：30億円 ○国内感染対策の強化：65億円 ○水際対策の強化：34億円 ○影響を受ける産業等への緊急対応：6億円 ○国際連携の強化等：18億円	153億円 (うち一般会計予備費使用額103億円)
	元年度緊急対応策第2弾 ＜新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策一第2弾＞ (2年3月)	○感染拡大防止策と医療提供体制の整備：486億円 ○学校の臨時休業に伴って生じる課題への対応：2463億円 ○事業活動の縮小や雇用への対応：1192億円 ○事態の変化に即応した緊急措置等：168億円	4308億円 (うち一般会計予備費使用額2294億円、労働保険特別会計雇用勘定予備費使用額420億円)
	元年度緊急措置 ＜生活不安に対応するための緊急措置＞ (2年3月)	○個人向け緊急小口資金等の特例の拡大	一般会計予備費使用額：103億円
元年度小計			4564億円
令和2年度	(ア) 一般会計予備費及び労働保険特別会計雇用勘定の予備費	【一般会計予備費】新型コロナウイルス感染症対策に係る布製マスクの緊急配布等に必要経費：437億円 等 【労働保険特別会計雇用勘定予備費】新型コロナウイルス感染症対策に係る雇用調整助成金の特例措置に必要な経費：550億円	1388億円 (一般会計予備費使用額838億円、労働保険特別会計雇用勘定予備費使用額550億円)
	(イ) 2年度緊急経済対策 ＜新型コロナウイルス感染症緊急経済対策＞ (2年4月)	緊急支援フェーズ ○感染拡大防止策と医療提供体制の整備及び治療薬の開発：1兆8096億円 ○雇用の維持と事業の継続：19兆4904億円	2年度第1次補正のうち2年度緊急経済対策関係経費：25兆5654億円
		V字回復フェーズ ○次の段階としての官民を挙げた経済活動の回復：1兆8481億円 ○強靱な経済構造の構築：9171億円	
		今後への備え ○コロナ対策予備費：1兆5000億円	
	(ロ) 2年度新規対策事業	○資金繰り対応の強化：11兆6390億円 ○医療提供体制等の強化：2兆9892億円 ○新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の拡充：2兆円 ○持続化給付金の対応強化：1兆9399億円 ○雇用調整助成金の拡充：2808億円 ○教育ICT環境整備等のための光ファイバ整備推進：501億円 ○コロナ対策予備費：10兆円	2年度第2次補正のうち新型コロナウイルス感染症対策関係経費：31兆8170億円
		【2年度第2次補正】家賃支援給付金：2兆0241億円 【コロナ対策予備費】子育て世帯生活支援特別給付金給付事業に必要な経費：2174億円 等	(コロナ対策予備費使用額5098億円)
(ウ) 2年度総合経済対策 ＜国民の命と暮らしを守る安心と希望のための総合経済対策＞ (2年12月)	守りの視点 ○新型コロナウイルス感染症の拡大防止策：4兆3581億円 ○防災・減災、国土強靱化の推進など安全・安心の確保：3兆1414億円	2年度第3次補正のうち2年度総合経済対策関係経費：19兆1761億円	
	攻めの視点 ○ポストコロナに向けた経済構造の転換・好循環の実現：11兆6765億円		
2年度小計			76兆6974億円

年度	対策等名 (決定年月)	対策等の主な内容	対策等に係る予算
ウ 3 年度	(ア) 3年度経済対策 ＜コロナ克服・新時代開拓 のための経済対策＞ (3年11月)	○新型コロナウイルス感染症の拡大防止：18兆6059億余円 ○「ウイズコロナ」下での社会経済活動の再開と次なる危機への備え：1兆7687億余円 ○未来社会を切り拓く「新しい資本主義」の起動：8兆2531億余円 ○防災・減災、国土強靱化の推進など安全・安心の確保：2兆9348億余円	3年度補正のうち3年度経済対策関係経費：31兆5626億余円
	(イ) 3年度新規対策事業 ＜3年度当初予算及びコロナ対策予備費＞	○コロナ対策予備費：5兆円 【コロナ対策予備費】新型コロナウイルス感染症に係るワクチンの確保に必要な経費：5119億余円 【3年度当初予算】新型コロナウイルス感染症等の感染症対策等：593億余円	5兆3963億余円 (3年度当初予算7777億余円、コロナ対策予備費使用額4兆6185億余円)
3年度小計			36兆9589億余円
元年度から3年度までの計			114兆1129億余円

注(1) 元年度緊急対応策第1弾の153億円及び元年度緊急対応策第2弾の4308億円は、政府対策本部が両対応策の予算額として公表した金額を示している。また、「元年度小計」及び「元年度から3年度までの計」は、当該額を単純合計した額で示している。

注(2) 「対策等の主な内容」には、具体例として、【 】で財源名を記載した上で予備費使用調査に記載された事項名又はコロナ関連事業名を記載して、その使用額又は本院が提出を受けた調書に記載された予算額を記載している。

注(3) 「3年度新規対策事業」の「対策等に係る予算」については、3年度当初予算及びコロナ対策予備費使用額に係る全体額を記載している。

(3) 概算払をした補助金等の精算に伴う余剰額の国の会計における整理

2年度報告では、一般会計におけるコロナ関連事業に係る予算の2年度の支出済歳出額(以下「支出済額」という。)を41兆9684億余円と記述している。この支出済額には、補助金、負担金、交付金、委託費等(以下「補助金等」という。)を交付するなどした支出が多く含まれている。

経費の性質上支出すべき金額の確定前において支払をしなければ事務に支障を及ぼすような経費については、会計法(昭和22年法律第35号)第22条の規定により概算払をすることができるとされており、予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。)第58条等の規定により、補助金等は、概算払をすることができる経費とされている。概算払は、支出すべき金額が確定していないものについて、未確定の金額を概算で支出するものであるから、その性質上、事後において必ず精算を行い、確定した金額が概算払により支出した額を下回り、補助金等の交付先等において最終的に使われない余剰が生じた場合には、国は概算払を受けた者に対して余剰額の返納を求めるとともに、余剰額を当年度の予算に戻入して支出済額から控除することができる。ただし、当年度の予算に戻入できるのは、予決令第6条の規定により、翌年度の4月30日までとされており、同日までに戻入できなかった場合、決算においては当年度の支出済額に含まれて計上される。そして、その後返納されたものは翌年度以降の歳入に計上されることとなる。

2 検査の観点、着眼点、対象及び方法

(1) 検査の観点及び着眼点

2年度報告では、前記の14府省等が実施した、1(2)アの全ての事業及びイの新型コロナウイルス感染症対策との関連性を考慮して抽出した事業(以下、これらを合わせて「2年^(注2)

度報告コロナ関連事業」という。)計 854 事業を分析の対象とし、このうち新型コロナウイルス感染症対策に関連する予算執行を他の事業と区分して管理されていた 770 事業について分析した。そして、前記のとおり、多額の繰越額や不用額を計上している旨を記述するとともに、コロナ関連事業として実施した各事業に係る予算の執行状況等を国民に対して広く情報提供することが望まれる旨を記述した。

新型コロナウイルス感染症対策に関連する予算については、前記のように、2 年度から 3 年度に多額の繰越額が計上されているとともに、前記 1(2)ウのとおり 3 年度においても多額の予算が計上されている。また、2 年度報告コロナ関連事業の中には、概算払をした補助金等が含まれている。

そこで、本院は、2 年度報告に引き続き、事業等の執行における透明性の確保及び国民への説明責任の向上等の観点から、3 年度のコロナ関連事業に係る予算の執行状況はどのようになっているか、元年度から 3 年度までのコロナ関連事業に係る予算の執行状況の全体像はどのようになっているか、2 年度におけるコロナ関連事業の実施に当たり概算払をした補助金等に係る精算や余剰額等の状況はどのようになっているか、各府省等におけるコロナ関連事業に係る予算の執行等に関する情報提供の状況はどのようになっているかなどに着眼して検査した。

(注 2) 新型コロナウイルス感染症対策との関連性を考慮して抽出した事業 2 年度緊急経済対策、2 年度新規対策事業及び 2 年度総合経済対策のうち「新型コロナウイルス感染症の拡大防止策」に係る全ての事業並びに 2 年度総合経済対策のうち「ポストコロナに向けた経済構造の転換・好循環の実現」に係る事業で元年度緊急対応策第 1 弾、元年度緊急対応策第 2 弾、元年度緊急措置及び 2 年度緊急経済対策から継続している事業

(注 3) 会計検査院法における「その他会計検査上必要な観点」に位置付けられるものである。

(2) 検査の対象及び方法

検査に当たっては、施策登録を行うなどしていた 17 府省等を対象として、3 年度に実施された事業のうち新型コロナウイルス感染症対策との関連性を考慮して抽出した事業(以下「3 年度コロナ関連事業」という。)及び 2 年度報告コロナ関連事業(以下、3 年度コロナ関連事業と合わせて「3 か年度分のコロナ関連事業」という。)の実施状況について、計算証明規則(昭和 27 年会計検査院規則第 3 号)に基づき提出された計算書等のほか、各府省等から提出を受けたコロナ関連事業に係る調書等の内容の調査、分析等を在庁して行うとともに、12 府省等において会計実地検査を行って、事業ごとの内容を確認した。

(注 4) 17 府省等 国会、裁判所、会計検査院、内閣、内閣府、デジタル庁(令和 3 年 8 月 31 日以前は他府省が実施していたものが含まれている。以下同じ。)、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、防衛省

(注5) 3年度に実施された事業のうち新型コロナウイルス感染症対策との関連性を考慮して抽出した事業 2年度報告コロナ関連事業から継続している事業、3年度新規対策事業及び3年度経済対策のうち「新型コロナウイルス感染症の拡大防止（「エネルギー価格高騰への対応」を除く。）」「ウィズコロナ」下での社会経済活動の再開と次なる危機への備え」等に係る事業

(注6) 12府省等 内閣、内閣府、デジタル庁、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省

3 検査の状況

(1) コロナ関連事業に係る区分管理の状況

現行の財政会計制度上、予算執行は、予算科目ごとの予算現額についてなされるものであり、補正予算成立後等は、当初予算等の既定の予算と一体として執行される。したがって、補正予算額等の財源別に支出済額等を把握することは、補正予算等により予算科目が新設された場合を除き、基本的にできない。

一方、施策登録を基に多くの事業が予算の執行を区分して管理されていたことから、これらの事業については、事業ごとの予算執行の状況を整理して分析することが可能であった。そこで、本院は、施策登録を行うなどしていた17府省等に対して、各府省等が実施している3か年度分のコロナ関連事業を確認するなどして、15府省等の計1,529事業を特定した。これらの事業についてみると、1,367事業については予算の執行を区分して管理されており、各事業の実施状況を年度別にみると、表2のとおりである。

(注7) 15府省等 裁判所、内閣、内閣府、デジタル庁、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、防衛省

表2 区分して管理されていた3か年度分のコロナ関連事業に係る年度別事業実施一覧 (単位：事業)

2年度報告の対象		本件の対象					
コロナ関連事業 ：854事業(A)	コロナ関連事業 ：1,529事業(C)						
うち区分管理が行われていたもの ：770事業(B) (B/A=90.1%)	うち区分管理が行われていたもの ：1,367事業(D) (D/C=89.4%)	内 訳	実施 開始	令和 元年度	2年度	3年度	計
			元年度	78	16	—	94
			2年度		687	253	940
			3年度			333	333
			計	78	703	586	1,367

注(1) 2年度報告以降、新たに区分管理が行われた事業等があるため、本件において区分管理が行われていたものうち元年度に実施された78事業及び2年度に実施された703事業の計781事業は、2年度報告において区分管理が行われていた770事業とは一致しない。

注(2) 事業数は、各府省等において同じ事業を複数の局課で行っている場合は局課ごとに1事業と数えるなどしている(以下、本文及び表において同じ。)

(2) 3年度コロナ関連事業に係る予算の執行状況

ア 一般会計の予算の執行状況

各府省等が3年度に一般会計において実施した3年度コロナ関連事業計572事業に係る予算の執行状況をみると、表3のとおり、予算現額は計48兆0931億余円、支出済額は計31兆5909億余円、予算現額に対する支出済額の割合(以下、単年度の予算現額又は3か年度分の予算総額に対する支出済額の割合を「執行率」という。)は65.6%となっていた。国土交通省の執行率が5.2%と低くなっているのは、予算現額2兆0602億余円のうち4年度への繰越額が1兆1649億余円、不用額が7875億余円と多額となっていたものであり、その多くがGo Toトラベル事業(4年度への繰越額3232億余円、不用額7743億余円)によるものである。

表3 各府省等の一般会計における3年度コロナ関連事業に係る予算の執行状況

(単位：事業、百万円、%)

事業実施 府省等名	項目 事業数	令和2年度か らの繰越額 (A)	予算現額 (B)	支出済額 (C)	4年度への 繰越額 (D)	不用額 (E= B-C-D)	執行率 (F= C/B)
裁判所	2	1,332	1,332	1,238	—	94	92.8
内閣	14	14,847	20,606	14,961	5,218	427	72.6
内閣府	55	2,989,554	8,069,691	2,974,502	5,008,642	86,547	36.8
デジタル庁	9	6,600	15,021	6,362	7,908	750	42.3
総務省	31	2,452,583	8,182,800	6,868,600	1,271,931	42,268	83.9
法務省	8	249	2,002	1,886	33	82	94.1
外務省	50	18,372	111,350	102,378	3,046	5,925	91.9
財務省	16	5,784,490	5,795,929	5,151,739	—	644,189	88.8
文部科学省	69	171,225	418,149	253,435	109,167	55,546	60.6
厚生労働省	135	4,043,597	15,097,849	12,129,396	2,637,534	330,918	80.3
農林水産省	53	345,282	545,090	293,969	122,249	128,871	53.9
経済産業省	40	4,232,820	7,686,615	3,615,039	2,470,496	1,601,079	47.0
国土交通省	17	1,570,976	2,060,277	107,801	1,164,920	787,554	5.2
環境省	8	3,910	5,036	3,340	1,202	494	66.3
防衛省	65	790	81,363	66,337	13,004	2,020	81.5
計	572	21,636,633	48,093,117	31,590,990	12,815,355	3,686,771	65.6

注(1) 事業実施に当たり、予算の移替え及び支出委任を行って実施している事業については、移替え先及び支出委任先の府省等において計数を計上している。

注(2) 表中の金額欄の「0」は単位未満あり、「—」は皆無を示している(以下、表において同じ)。

イ 特別会計の予算の執行状況

各府省等が3年度に特別会計において実施した3年度コロナ関連事業計14事業に係る予算の執行状況をみると、表4のとおり、予算現額は計2兆7804億余円、支出済額は計2兆2561億余円、執行率は81.1%となっていた。

表4 特別会計における3年度コロナ関連事業に係る予算の執行状況 (単位：事業、百万円、%)

特別会計名 (事業実施府 省等名)	勘定名	事業数	令和2年度か らの繰越額 (A)	予算現額 (B)	支出済額 (C)	4年度へ の繰越額 (D)	不用額 (E= B-C-D)	執行率 (F= C/B)
エネルギー対 策 (内閣府、経 済産業省、環 境省)	エネルギー 需給勘定	3	1,871	1,871	1,129	—	741	60.3
	電源開発 促進勘定	2	—	629	609	—	19	96.8
		5	1,871	2,501	1,739	—	761	69.5
労働保険 (厚生労働省)	労災勘定	3	223	545	286	—	259	52.4
	雇用勘定	5	680,444	2,764,488	2,248,862	503,656	11,969	81.3
		8	680,667	2,765,033	2,249,148	503,656	12,228	81.3
年金(内閣府)	子ども・子育 て支援勘定	1	6,453	12,908	5,302	6,398	1,207	41.0
計		14	688,993	2,780,443	2,256,190	510,054	14,197	81.1

(注) 3年度コロナ関連事業が実施されていない特別会計については記載していない。

ウ 対策等別の予算の執行状況

2年度緊急経済対策、2年度新規対策事業、2年度総合経済対策、3年度経済対策及び3年度新規対策事業により開始された事業に係る3年度における予算の執行状況をみると、表5のとおり、2年度から3年度への繰越額計22兆3256億余円、予算現額計50兆8735億余円、支出済額計33兆8471億余円、3年度から4年度への繰越額計13兆3254億余円となっていた。^(注8)

なお、2、3両年度に実施された事業の中には、特定の対策等において開始された後、別の対策等により補正予算、コロナ対策予備費使用額等の予算が追加されたものがある。また、2年度に開始され、3年度に繰り越された事業に、3年度当初予算、3年度補正、コロナ対策予備費使用額等の予算が追加されたものもある。これらの予算は、各府省等において事業ごとに一体の予算として管理され、執行されている場合があり、このような場合には、対策等ごとに予算の執行状況を整理することができない。このため、これらの事業の分析に当たっては、当初の対策等により開始された事業として整理した。

(注8) 元年度緊急対応策第1弾、元年度緊急対応策第2弾及び元年度緊急措置により開始された各事業については、2年度において執行されずに3年度に繰越しが行われた事業はない。

表5 令和2、3両年度の各対策等により開始された事業に係る3年度における予算の執行状況
(単位：事業、百万円、%)

対策等名	事業数	令和2年度からの繰越額	予算現額 (B)	支出済額 (C)	4年度への繰越額 (D)	不用額 (E= B-C-D)	執行率 (F= C/B)
		(A)					
2年度緊急経済対策	125	19,866,776	31,985,929	21,319,656	7,811,678	2,854,594	66.6
2年度新規対策事業	18	778,713	1,018,240	431,590	142,162	444,487	42.3
2年度総合経済対策	110	1,680,137	2,961,471	2,287,007	379,605	294,859	77.2
3年度経済対策及び 3年度新規対策事業	333	—	14,907,919	9,808,926	4,991,964	107,028	65.7
計	586	22,325,627	50,873,560	33,847,180	13,325,409	3,700,969	66.5

(ア) 2年度に開始された事業に係る予算の執行状況

a 2年度緊急経済対策により開始された事業に係る予算の執行状況

2年度緊急経済対策により開始された事業のうち、3年度に継続して実施された事業の3年度における予算の執行状況をみると、表6のとおり、計125事業で、2年度から3年度への繰越額計19兆8667億余円、予算現額計31兆9859億余円、支出済額計21兆3196億余円で執行率は66.6%となっていた。このうち、4年度への繰越額が多いのは、「Ⅰ. 感染拡大防止策と医療提供体制の整備及び治療薬の開発」のうちの「3. 医療提供体制の強化」で6兆4061億余円、不用額が多いのは、「Ⅱ. 雇用の維持と事業の継続」のうちの「2. 資金繰り対策」で1兆7083億余円となっていた。

表6 2年度緊急経済対策により開始された事業に係る3年度における予算の執行状況

(単位：事業、百万円、%)

項目名	事業数	令和2年度からの繰越額	予算現額 (B)	支出済額 (C)	4年度への繰越額 (D)	不用額 (E= B-C-D)	執行率 (F= C/B)
		(A)					
I. 感染拡大防止策と医療提供体制の整備及び治療薬の開発							
1. マスク・消毒液等の確保	14	41,700	52,007	28,475	16,532	6,999	54.7
2. 検査体制の強化と感染の早期発見	4	32,506	32,506	32,426	—	80	99.7
3. 医療提供体制の強化	16	6,777,108	16,192,042	9,732,214	6,406,138	53,689	60.1
4. 治療薬・ワクチンの開発加速	2	5,163	5,163	2,389	—	2,774	46.2
5. 帰国者等の受入れ体制の強化	—	—	—	—	—	—	—
6. 情報発信の充実	3	8,436	13,501	7,644	5,065	792	56.6
7. 感染国等への緊急支援に対する拠出等の国際協力	1	4,700	4,700	4,700	—	—	100
8. 学校の臨時休業等を円滑に進めるための環境整備	3	22,477	33,888	11,955	9,572	12,359	35.2
小計	43	6,892,094	16,333,811	9,819,807	6,437,308	76,694	60.1
II. 雇用の維持と事業の継続							
1. 雇用の維持	2	804,290	2,972,575	2,381,256	588,147	3,171	80.1
2. 資金繰り対策	10	8,865,526	9,009,480	7,301,156	—	1,708,323	81.0
3. 事業継続に困っている中小・小規模事業者等への支援	11	759,403	771,793	622,841	49,157	99,794	80.7
4. 生活に困っている人々への支援	3	453,359	1,135,156	828,837	306,151	167	73.0
5. 税制措置	—	—	—	—	—	—	—
小計	26	10,882,578	13,889,006	11,134,091	943,457	1,811,457	80.1
III. 次の段階としての官民を挙げた経済活動の回復							
1. 観光・運輸業、飲食業、イベント・エンターテインメント事業等に対する支援	6	1,752,466	1,346,611	108,377	338,184	900,049	8.0
2. 地域経済の活性化	17	111,045	113,459	91,387	5,401	16,670	80.5
小計	23	1,863,512	1,460,071	199,764	343,586	916,720	13.6
IV. 強靱な経済構造の構築							
1. サプライチェーン改革	3	8,094	15,108	2,201	12,118	788	14.5
2. 海外展開企業の事業の円滑化、農林水産物・食品の輸出力の維持・強化及び国内供給力の強化支援	14	122,419	185,151	107,049	64,968	13,133	57.8
3. リモート化等によるデジタル・トランスフォーメーションの加速	16	98,076	102,780	56,741	10,239	35,799	55.2
小計	33	228,591	303,040	165,992	87,326	49,721	54.7
計	125	19,866,776	31,985,929	21,319,656	7,811,678	2,854,594	66.6

注(1) 「Ⅲ. 次の段階としての官民を挙げた経済活動の回復」において「予算現額」が「令和2年度からの繰越額」より小さくなっているのは、流用等による減額があることによる。

注(2) 全て「―」が表示されている項目は、予算執行の該当がないことを示す(以下、表において同じ。)

注(3) このほかの項目として「Ⅴ. 今後への備え」があるが、コロナ対策予備費に係る項目であるため記載を省略している。

b 2年度新規対策事業により開始された事業に係る予算の執行状況

2年度新規対策事業により開始された事業のうち、3年度に継続して実施された事業の3年度における予算の執行状況をみると、表7のとおり、計18事業で、2年度から3年度への繰越額計7787億余円、予算現額計1兆0182億余円、支出済額計4315億余円で執行率は42.3%となっていた。

表7 2年度新規対策事業により開始された事業に係る3年度における予算の執行状況

(単位：事業、百万円、%)

項目名		事業数	令和2年度からの繰越額	予算現額	支出済額	4年度への繰越額	不用額 (E = B - C - D)	執行率 (F = C/B)
			(A)					
2年度新規対策事業	2年度第2次補正	12	523,275	773,802	223,525	142,162	408,114	28.8
	一般会計予備費及びコロナ対策予備費	8	304,972	463,781	341,214	84,788	37,779	73.5
計		18	778,713	1,018,240	431,590	142,162	444,487	42.3

(注) 2年度新規対策事業により開始した事業には、2年度第2次補正と予備費使用額の両方の財源により実施されているものがあるため、数値を集計しても計とは一致しない。

c 2年度総合経済対策により開始された事業に係る予算の執行状況

2年度総合経済対策により開始された事業のうち、3年度に継続して実施された事業の3年度における予算の執行状況をみると、表8のとおり、計110事業で、2年度から3年度への繰越額計1兆6801億余円、予算現額計2兆9614億余円、支出済額計2兆2870億余円で執行率は77.2%となっていた。

表8 2年度総合経済対策により開始された事業に係る3年度における予算の執行状況

(単位：事業、百万円、%)

項目名	事業数	令和2年度からの繰越額	予算現額 (B)	支出済額 (C)	4年度への繰越額 (D)	不用額 (E= B-C-D)	執行率 (F= C/B)
		(A)					
I. 新型コロナウイルス感染症の拡大防止策							
1. 医療提供体制の確保と医療機関等への支援	15	478,044	466,569	343,406	4,973	118,189	73.6
2. 検査体制の充実、ワクチン接種体制等の整備	10	826,902	1,667,075	1,526,257	96,973	43,845	91.5
3. 知見に基づく感染防止対策の徹底	25	139,153	408,536	220,315	164,196	24,024	53.9
4. 感染症の収束に向けた国際協力	2	1,576	1,576	1,551	—	25	98.4
その他	1	981	981	981	—	0	99.9
小計	53	1,446,658	2,544,739	2,092,512	266,142	186,084	82.2
II. ポストコロナに向けた経済構造の転換・好循環の実現							
1. デジタル改革・グリーン社会の実現	23	41,187	42,442	25,698	6,262	10,481	60.5
2. 経済構造の転換・イノベーション等による生産性向上	2	3,478	3,478	3,257	—	220	93.6
3. 地域・社会・雇用における民需主導の好循環の実現	32	188,812	370,812	165,539	107,200	98,072	44.6
小計	57	233,478	416,732	194,495	113,462	108,774	46.6
計	110	1,680,137	2,961,471	2,287,007	379,605	294,859	77.2

(イ) 3年度に開始された事業に係る予算の執行状況

3年度に開始された事業について、予算の執行状況をみると、表9のとおり、計333事業で、予算現額計14兆9079億余円、支出済額計9兆8089億余円で執行率は65.7%となっていた。

表9 令和3年度に開始された事業に係る予算の執行状況

(単位：事業、百万円、%)

対策名・項目名・財源名等			事業数	令和2年度からの繰越額(A)	予算現額(B)	支出済額(C)	4年度への繰越額(D)	不用額(E=B-C-D)	執行率(F=C/B)	
3年度経済対策	I. 新型コロナウイルス感染症の拡大防止	1. 医療提供体制の確保等	26	—	2,445,137	1,490,085	900,598	54,453	60.9	
		2. 感染症の影響により厳しい状況にある方々の事業や生活・暮らしの支援	25	—	8,592,723	5,702,922	2,852,033	37,767	66.3	
		小計	51	—	11,037,861	7,193,008	3,752,631	92,220	65.1	
	II. 「ウィズコロナ」下の社会経済活動の再開と次なる危機への備え	1. 安全・安心を確保した社会経済活動の再開	27	—	1,123,551	46,144	1,068,233	9,173	4.1	
		2. 感染症有事対応の抜本的強化	51	—	708,930	695,964	12,962	2	98.1	
		小計	78	—	1,832,481	742,109	1,081,195	9,175	40.4	
	III. 未来社会を切り拓く「新しい資本主義」の起動	成長戦略	1. 科学技術立国の実現	2	—	117	—	117	—	—
			2. 地方を活性化し、世界とつながる「デジタル田園都市国家構想」	11	—	82,440	72,400	9,472	567	87.8
			3. 経済安全保障	—	—	—	—	—	—	—
			その他	1	—	89	—	89	—	—
		分配戦略	1. 民間部門における分配強化に向けた強力な支援	—	—	—	—	—	—	—
			2. 公的部門における分配機能の強化等	3	—	3,487	508	2,978	0	14.5
		小計	17	—	86,135	72,908	12,659	567	84.6	
	計	146	—	12,956,478	8,008,027	4,846,486	101,964	61.8		
	対3策年度事業新規	3年度当初予算	181	—	122,261	103,396	13,805	5,059	84.5	
コロナ対策予備費		6	—	1,829,179	1,697,502	131,672	4	92.8		
計		187	—	1,951,440	1,800,899	145,477	5,064	92.2		
合計	333	—	14,907,919	9,808,926	4,991,964	107,028	65.7			

(3) 3か年度分のコロナ関連事業に係る予算の執行状況の全体像

ア 対策等における施策と経費項目の4類型

3か年度分のコロナ関連事業の全体像について、「新型コロナウイルス感染症防止策」「経済・雇用対策」「国際協力」及び「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」の4類型に分類した上で3か年度分のコロナ関連事業に係る対策等における施策の各項目を経費項目ごとに整理すると、表10のとおりとなる。

なお、本件以外に令和3年度決算検査報告に掲記したコロナ関連事業に関する個別の検査結果等(以下「検査報告掲記事項」という。)と上記の経費項目との関係については表10のとおりであり、検査報告掲記事項の一覧は別表に記載したとおりである。

表10 各経費項目の内容

経費項目		令和元年度		2年度		3年度	検査報告 記載事項 注(6)
大分類	小分類	元年度緊急対応策 第1弾	元年度緊急対応策 第2弾	2年度緊急経済 対策	2年度総合経済 対策	3年度経済対策	
新型コロナウイルス感染症防止策	マスク・消毒液確保等関係経費	(2)4. マスク、医薬品等の迅速かつ円滑な供給体制の確保	(1)1. 感染拡大防止策 (1)2. 需給両面からの総合的なマスク対策	I. 1. マスク・消毒液等の確保			
	検査体制整備等関係経費	(2)1. 病原体等の迅速な検査体制の強化等 (3)1. 全国の検査所等の検査体制・機能の強化 (3)2. 健康フォローアップセンサーの体制整備による検疫機能の充実 (3)3. 入国管理の更なる強化	(1)3. PCR検査体制の強化 (4)2. 水際対策における迅速かつ機動的な対応	I. 2. 検査体制の強化と感染の早期発見	I. 2. 検査体制の充実、ワクチン接種体制等の整備(1)		
	医療提供体制等関係経費	(2)2. 感染症指定医療機関等の治療体制・機能の強化	(1)4. 医療提供体制の整備と治療薬等の開発加速 (1)5. 症状がある方への対応	I. 3. 医療提供体制の強化	I. 1. 医療提供体制の確保と医療機関等への支援 I. 3. 知見に基づく感染防止対策の徹底	I. 1. 医療提供体制の確保等(1) I. 1. 医療提供体制の確保等(3)	④⑤⑧
	治療薬・ワクチン開発等関係経費	(2)3. 検査キット、抗ウイルス薬、ワクチン等の研究開発の促進		I. 4. 治療薬・ワクチンの開発加速	I. 2. 検査体制の充実、ワクチン接種体制等の整備(2)	I. 1. 医療提供体制の確保等(2) II. 2. 感染症有事対応の抜本的強化(1)	
	帰国者受入れ等関係経費	(1)1. 帰国者等の健康管理、感染拡大防止のための支援 (1)2. 帰国者等の円滑な社会復帰等のための支援 (1)3. 邦人の安全確保のための支援		I. 5. 帰国者等の受入れ体制の強化			
	情報発信等関係経費	(4)1. 国民及び外国人旅行者への迅速かつ正確な情報提供と風評対策	(1)6. 情報発信の充実	I. 6. 情報発信の充実			
	学校臨時休業等関係経費		(2)1. 保護者の休暇取得支援等 (2)2. 個人向け緊急小口資金等の特例 (2)3. 放課後児童クラブ等の体制強化等 (2)4. 学校給食休止への対応 (2)5. テレワーク等の推進	I. 8. 学校の臨時休業等を円滑に進めるための環境整備			
経済・雇用対策	雇用対策等関係経費	(4)3. 雇用対策	(3)1. 雇用調整助成金の特例措置の拡大	II. 1. 雇用の維持	II. 3. 地域・社会・雇用における民需主導の好循環の実現(2)	III. 分. (1)民間部門における分配強化に向けた強力な支援②③ III. 分. (2)公的部門における分配機能の強化等①	⑥⑦
	資金繰り対策等関係経費	(4)2. 観光業等の中小企業・小規模事業者対策等	(3)2. 強力な資金繰り対策	II. 2. 資金繰り対策			

第4章 第3節 特定検査対象に関する検査状況 第1

経費項目		令和元年度		2年度		3年度	検査報告記事項注(6)
大分類	小分類	元年度緊急対応策第1弾	元年度緊急対応策第2弾	2年度緊急経済対策	2年度総合経済対策	3年度経済対策	
経済・雇用対策	中小事業者支援等関係経費			Ⅱ. 3. 事業継続に困っている中小・小規模事業者等への支援 Ⅱ. 5. 税制措置	Ⅱ. 2. 経済構造の転換・イノベーション等による生産性向上(1)(2)	Ⅰ. 2. 感染症の影響により厳しい状況にある方々の事業や生活・暮らしの支援(1) Ⅲ. 分. (1)民間部門における分配強化に向けた強力な支援① Ⅲ. 成. (2)地方を活性化し、世界とつながる「デジタル田園都市国家構想」③エ	⑭
	生活困窮者支援等関係経費		(3)5. 生活困窮者自立支援制度の利用促進等による包括的支援の強化	Ⅱ. 4. 生活に困っている人々への支援	Ⅱ. 3. 地域・社会・雇用における民需主導の好循環の実現(4)	Ⅰ. 2. 感染症の影響により厳しい状況にある方々の事業や生活・暮らしの支援(2) Ⅲ. 分. (2)公的部門における分配機能の強化等②	⑮
	観光業、芸術文化等関係経費		(3)4. 観光業への対応	Ⅲ. 1. 観光・運輸業、飲食業、イベント・エンターテインメント事業等に対する支援	Ⅱ. 3. 地域・社会・雇用における民需主導の好循環の実現(1)	Ⅱ. 1. 安全・安心を確保した社会経済活動の再開 Ⅲ. 成. (2)地方を活性化し、世界とつながる「デジタル田園都市国家構想」③ウ	⑨⑮⑯
	地域経済活性化等関係経費		(4)5. 地方公共団体における取組への財政支援	Ⅲ. 2. 地域経済の活性化		Ⅲ. 成. (2)地方を活性化し、世界とつながる「デジタル田園都市国家構想」③イ	
	サプライチェーン改革等関係経費		(3)3. サプライチェーン毀損への対応	Ⅳ. 1. サプライチェーン改革	Ⅱ. 2. 経済構造の転換・イノベーション等による生産性向上(3)		
	農林水産業支援等関係経費			Ⅳ. 2. 海外展開企業の事業の円滑化、農林水産物・食品の輸出力の維持・強化及び国内供給力の強化支援	Ⅱ. 3. 地域・社会・雇用における民需主導の好循環の実現(3)	Ⅲ. 成. (2)地方を活性化し、世界とつながる「デジタル田園都市国家構想」③ア	⑩⑪⑫⑬
	デジタル・トランスフォーメーション等関係経費		(4)1. 新たな法整備 (4)3. 行政手続、公共調達等に係る臨時措置等	Ⅳ. 3. リモート化等によるデジタル・トランスフォーメーションの加速	Ⅱ. 1. デジタル改革・グリーン社会の実現	Ⅲ. 成. (1)科学技術立国の実現 Ⅲ. 成. (2)地方を活性化し、世界とつながる「デジタル田園都市国家構想」①、②	②③
国際協力	国際協力等関係経費	(5)1. 感染症対策に係る国際支援	(4)4. 国際連携の強化	Ⅰ. 7. 感染症国等への緊急支援に対する拠出等の国際協力	Ⅰ. 4. 感染症の収束に向けた国際協力	Ⅱ. 2. 感染症有事対応の抜本的強化(2)	
	新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金			新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金	新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金		①⑰

注(1) 小分類の各項目は、「元年度緊急対応策第1弾」「元年度緊急対応策第2弾」「2年度緊急経済対策」「2年度総合経済対策」及び「3年度経済対策」に基づき、本院で独自に分類した項目である。

注(2) 「元年度緊急措置」に係る施策については、経費項目のうち「生活困窮者支援等関係経費」に割り振っている。

注(3) 「3年度経済対策」の「成」及び「分」は、それぞれ「Ⅲ.未来社会を切り拓く「新しい資本主義」の起動」のうちの「成長戦略」及び「分配戦略」を示している。

注(4) 「2年度新規対策事業」及び「3年度新規対策事業」においては、予算措置の基となる対策がないことから、経費項目別の大分類、小分類に直接区分している。

注(5) 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の経費項目には、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金効果促進事業を含んでいる。

注(6) 「検査報告掲記事項」に記載している番号は、別表の番号であり、当該掲記事項の検査の対象となっているコロナ関連事業の経費項目の分類を示すものである。

イ 類型別の予算の執行状況

3か年度分のコロナ関連事業計 1,367 事業の予算を通算して執行状況をみたところ、表 11 のとおり、予算総額は計 94 兆 4920 億余円、元年度から3年度までの支出済額は計 76 兆 4921 億余円、執行率は 80.9% であり、3年度から4年度への繰越額は計 13 兆 3254 億余円、元年度から3年度までの不用額は計 4 兆 6744 億余円、不用額の予算総額に対する割合(以下「不用率」という。)は 4.9% となっていた。

また、これを経費項目別にみると、大分類の「新型コロナウイルス感染症防止策」に係る予算総額は 18 兆 6564 億余円、支出済額は 15 兆 8855 億余円、執行率は 85.1%、また、大分類の「経済・雇用対策」に係る予算総額は 60 兆 2710 億余円、支出済額は 50 兆 7807 億余円、執行率は 84.2% となっていて、全体の予算総額の 63.7%、支出済額の 66.3% が「経済・雇用対策」となっていた。

なお、この執行状況の集計は、次のようにして行った。

(ア) 各年度の予算現額には前年度から翌年度への繰越額が含まれているため、単純に合計すると二重に計上されることから、重複を排除した額である予算総額を基に算定した。

(イ) 支出済額及び不用額は、年度ごとに金額が確定することから、元年度から3年度までの支出済額及び不用額をそれぞれ合算し、当該額の予算総額に対する割合をそれぞれ執行率及び不用率とした。

(ウ) 繰越額は、前年度の予算を翌年度に繰り越して使用するものであることから、3年度から4年度への繰越額を算出した。なお、この総額は前記の3(2)ウ表5における4年度への繰越額と一致する。

表11 3か年度分のコロナ関連事業に係る予算を通算した執行状況 (単位：事業、百万円、%)

経費項目		事業数	予算総額 (A)	支出済額 (B)	執行率 (C=B/A)	令和4年度 への繰越額 (D)	不用額 (E=A-B-D)	不用率 (F=E/A)
大分類	小分類							
新型コロナウイルス感染症防止策	マスク・消毒液確保等関係経費	164	706,633	532,034	75.2	140,558	34,040	4.8
	検査体制整備等関係経費	39	1,195,564	1,059,883	88.6	121,052	14,629	1.2
	医療提供体制整備等関係経費	193	10,056,426	8,745,935	86.9	988,025	322,465	3.2
	治療薬・ワクチン開発等関係経費	52	6,283,857	5,351,552	85.1	841,522	90,783	1.4
	帰国者受入れ等関係経費	11	9,642	6,664	69.1	—	2,977	30.8
	情報発信等関係経費	37	33,506	25,813	77.0	5,065	2,628	7.8
	学校臨時休業等関係経費	37	370,815	163,671	44.1	9,572	197,571	53.2
	小計	533	18,656,445	15,885,553	85.1	2,105,796	665,096	3.5
経済・雇用対策	雇用対策等関係経費	14	3,202,784	2,601,078	81.2	588,147	13,558	0.4
	資金繰り対策等関係経費	49	17,124,655	15,405,706	89.9	—	1,718,948	10.0
	中小事業者支援等関係経費	57	11,358,572	8,403,392	73.9	2,347,195	607,984	5.3
	生活困窮者支援等関係経費	77	22,726,381	21,170,311	93.1	1,057,115	498,954	2.1
	観光業、文化芸術事業支援等関係経費	74	2,649,446	1,306,411	49.3	406,876	936,158	35.3
	地域経済活性化等関係経費	75	1,520,466	414,842	27.2	1,073,634	31,989	2.1
	サプライチェーン改革等関係経費	19	575,386	561,413	97.5	12,118	1,854	0.3
	農林水産業支援等関係経費	71	468,490	384,759	82.1	6,344	77,386	16.5
	デジタル・トランスフォーメーション等関係経費	205	644,882	532,881	82.6	26,005	85,995	13.3
	小計	641	60,271,065	50,780,797	84.2	5,517,438	3,972,829	6.5
国際協力	国際協力等関係経費	186	388,364	388,337	99.9	—	27	0.0
新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金		7	15,176,155	9,437,510	62.1	5,702,175	36,470	0.2
計		1,367	94,492,031	76,492,198	80.9	13,325,409	4,674,423	4.9

注(1) 各府省等のコロナ関連事業が対策等で複数の項目に分類されている場合、各府省等からの回答に基づき主な経費項目に割り振るなどしている。

注(2) 令和3年度に区分管理を行わなくなった事業の2年度から3年度への繰越額は、予算総額から控除している。

ウ 事業別の予算の執行状況

3か年度分のコロナ関連事業計1,367事業について、事業別に通算して予算の執行状況をみたと、次の(ア)から(オ)までのとおりとなっていた。

(ア) 支出済額が大きい事業

支出済額が大きい5事業をみると、表12-1のとおりとなっていて、最も大きい事業は、経済・雇用対策の特別定額給付金給付事業で12兆7723億余円となっていた。同事業は、全国の市区町村を事業主体とし、基準日(2年4月27日)において住民基本台帳に記録されている給付対象者1人につき10万円を給付するものである。

表12-1 支出済額が大きい5事業 (単位：百万円、%)

順位	実施年度	実施府省等名	経費項目		事業名	予算総額(A)	支出済額(B)	繰越額(C)	不用額(D=A-B-C)	執行率(E=B/A)
			大分類	小分類						
1位	令和2	総務省	経済・雇用対策	生活困窮者支援等関係経費	特別定額給付金給付事業	12,880,292	12,772,382	—	107,910	99.1
2位	2.3	内閣府、総務省	新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金		新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金	15,175,994	9,437,433	5,702,115	36,445	62.1
3位	2.3	財務省	経済・雇用対策	資金繰り対策等関係経費	民間金融機関及び日本政策金融公庫等を通じた資金繰り支援	8,923,700	8,279,950	—	643,750	92.7
4位	2.3	経済産業省	経済・雇用対策	中小事業者支援等関係経費	持続化給付金	5,665,735	5,639,196	12,299	14,240	99.5
5位	2.3	厚生労働省	新型コロナウイルス感染症防止策	医療提供体制整備等関係経費	新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金(医療分)	6,086,302	5,367,542	700,221	18,537	88.1

注(1) 「実施年度」は、事業が実施された年度を通年で表示している(以下、表12-1から14-2までにおいて同じ。)

注(2) 「支出済額」及び「不用額」は、事業の実施年度における額を合計したものである(以下、表12-1から14-2までにおいて同じ。)

注(3) 「繰越額」は、実施年度の最終年度における繰越額を表示している(以下、表12-1から14-2までにおいて同じ。)

注(4) 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金は、内閣府から総務省へ予算を移し替えて執行していることから執行率及び不用率は両府省の合計額により算出している(以下、表12-1から14-2までにおいて同じ。)

(イ) 執行率が低い事業

支出済額が1000億円以上の事業のうち、執行率が低い5事業をみると、表12-2のとおりとなっていて、最も低い事業は経済・雇用対策の事業復活支援金の18.9%となっていた。同事業は、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた中小法人・個人事業主を対象に支援金を支払うものである。そして、執行率が低くなった理由について、経済産業省は、支援金に対する審査委託業務に従事する人数を当初、平均約9,000人と想定していたが、新型コロナウイルス感染症の影響により約6,000人しか確保できず、審査が遅延したことによるとしていた。

表12-2 支出済額が1000億円以上の事業のうち、執行率が低い5事業 (単位：百万円、%)

順位	実施年度	実施府省等名	経費項目		事業名	予算総額(A)	支出済額(B)	繰越額(C)	不用額(D=A-B-C)	執行率(E=B/A)
			大分類	小分類						
1位	令和3	経済産業省	経済・雇用対策	中小事業者支援等関係経費	事業復活支援金	2,791,490	529,589	2,261,901	—	18.9
2位	2,3	経済産業省	経済・雇用対策	資金繰り対策等関係経費	危機対応円滑化業務出資金	1,080,100	321,200	—	758,900	29.7
3位	2,3	国土交通省	経済・雇用対策	観光業、文化芸術事業支援等関係経費	Go To トラベル事業	1,961,544	863,949	323,209	774,385	44.0
4位	2,3	厚生労働省	新型コロナウイルス感染症防止策	医療提供体制整備等関係経費	新型コロナウイルス感染症対策に係る水際対策の強化	311,206	156,261	148,143	6,801	50.2
5位	2,3	内閣府、総務省	新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金	新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金	新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金	15,175,994	9,437,433	5,702,115	36,445	62.1

第4章 第3節 特定検査対象に関する検査状況 第1

(ウ) 繰越額が大きい事業

3年度から4年度への繰越額が大きい5事業をみると、表13のとおりとなっていて、最も大きい事業は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金で5兆7021億余円となっていた。同事業は、新型コロナウイルスの感染拡大の防止及び感染拡大の影響を受けている地域経済や住民生活の支援等を通じた地方創生に資するために、地方公共団体に交付金を交付するものである。そして、繰越額が大きくなった理由について、内閣府及び総務省は、地方公共団体における効果的な感染防止策や地域生活の支援等の観点に基づく実施計画の策定、地方公共団体における飲食店からの各種申請への対応に係る事務手続等に不測の日数を要したことなどによるとしていた。

表13 令和3年度から4年度への繰越額が大きい5事業 (単位：百万円)

順位	実施年度	実施府省等名	経費項目		事業名	予算総額(A)	支出済額(B)	繰越額(C)	不用額(D=A-B-C)
			大分類	小分類					
1位	令和2,3	内閣府、総務省	新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金	新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金	新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金	15,175,994	9,437,433	5,702,115	36,445
2位	3	経済産業省	経済・雇用対策	中小事業者支援等関係経費	事業復活支援金	2,791,490	529,589	2,261,901	—
3位	3	国土交通省	経済・雇用対策	地域経済活性化等関係経費	地域観光事業支援	894,167	43,813	841,424	8,928
4位	3	厚生労働省	新型コロナウイルス感染症防止策	治療薬・ワクチン開発等関係経費	新型コロナウイルスワクチンの接種体制の確保等	2,050,944	1,292,756	709,359	48,828
5位	2,3	厚生労働省	新型コロナウイルス感染症防止策	医療提供体制整備等関係経費	新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金(医療分)	6,086,302	5,367,542	700,221	18,537

(エ) 不用額が大きい事業

不用額が大きい5事業をみると、表14-1のとおりとなっていて、最も大きい事業は、経済・雇用対策のGo Toトラベル事業で7743億余円となっていた。同事業は、新型コロナウイルス感染症の影響により、観光需要等が大きく減少したことを踏まえて、官民一体型の消費喚起キャンペーンを行うものである。そして、不用額が大きくなった理由について、国土交通省は、2年末以降、新型コロナウイルス感染症の感染拡大等から事業が全国的に停止していることなどによろとしていた。

表14-1 不用額が大きい5事業 (単位：百万円、%)

順位	実施年度	実施府省等名	経費項目		事業名	予算総額(A)	支出済額(B)	繰越額(C)	不用額(D=A-B-C)	不用率(E=D/A)
			大分類	小分類						
1位	令和2.3	国土交通省	経済・雇用対策	観光業、文化芸術事業支援等関係経費	Go Toトラベル事業	1,961,544	863,949	323,209	774,385	39.4
2位	2.3	経済産業省	経済・雇用対策	資金繰り対策等関係経費	危機対応円滑化業務出資金	1,080,100	321,200	—	758,900	70.2
3位	2.3	財務省	経済・雇用対策	資金繰り対策等関係経費	民間金融機関及び日本政策金融公庫等を通じた資金繰り支援	8,923,700	8,279,950	—	643,750	7.2
4位	2.3	経済産業省	経済・雇用対策	中小事業者支援等関係経費	中小企業向け資本性資金供給・資本増強支援事業	418,700	20,000	—	398,700	95.2
5位	2.3	経済産業省	経済・雇用対策	資金繰り対策等関係経費	民間金融機関を通じた資金繰り支援	2,635,600	2,400,264	—	235,335	8.9

(オ) 不用率が高い事業

不用額が100億円以上の事業のうち、不用率が高い5事業をみると、表14-2のとおりとなっていて、最も高い事業は、新型コロナウイルス感染症防止策の新型コロナウイルス感染症対策に係る助成金等で99.9%となっていた。同事業は、新型コロナウイルス感染症の影響により2年3月2日から小学校が全国一斉臨時休業等となったため子どもの世話をを行うことが必要となった労働者に有給の休暇を取得させた事業主等に対して、助成するなどするものである。そして、不用率が高くなった理由について、厚生労働省は、次のとおりとしている。すなわち、厚生労働省は、当初126万5千余人を対象に1536億余円の支給を見込んで、2年3月13日に助成金及び支援金の制度を創設し、同月18日に申請受付を開始していた。しかし、当該事業の予算は翌年度への繰越しの対象となっていなかったことなどから元年度の事業期間は3月31日までとなった。その間の支給実績は申請書等の不備により支給決定まで至らない申請があったこと及び当初の見込みより申請が少なかったことにより、実際には個人事業主6人に対する209,100円となっており、申請書の審査受付業務及びコールセンター業務の委託費1億4762万余円と合わせた計1億4783万余円が支出済額となっている。

当該事業については、元年度において執行しなかった予算は全て不用額として計上されているが、政府は2年度第1次補正等により改めて予算措置を講じて、新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応助成金・支援金を元年度と同様の事業として実施しており、2年度の支給実績は174,303件、574億余円となっている。

表14-2 不用額が100億円以上の事業のうち、不用率が高い5事業 (単位：百万円、%)

順位	実施年度	実施府省等名	経費項目		事業名	予算総額(A)	支出済額(B)	繰越額(C)	不用額(D=A-B-C)	不用率(E=D/A)
			大分類	小分類						
1位	令和元	厚生労働省	新型コロナウイルス感染症防止策	学校臨時休業等関係経費	新型コロナウイルス感染症対策に係る助成金等	155,646	147	—	155,498	99.9
2位	2,3	経済産業省	経済・雇用対策	中小事業者支援等関係経費	中小企業向け資本性資金供給・資本増強支援事業	418,700	20,000	—	398,700	95.2
3位	2,3	経済産業省	経済・雇用対策	観光業、文化芸術事業支援等関係経費	Go To イベント事業及びGo To 商店街事業	127,919	21,241	3,973	102,705	80.2
4位	2,3	経済産業省	経済・雇用対策	資金繰り対策等関係経費	危機対応円滑化業務出資金	1,080,100	321,200	—	758,900	70.2
5位	2,3	農林水産省	経済・雇用対策	観光業、文化芸術事業支援等関係経費	飲食業消費喚起事業(Go To Eat キャンペーン)	51,500	23,530	3,428	24,541	47.6

(4) 2年度に概算払をした補助金等に係る精算及び余剰額の状況

前記1(3)のとおり、概算払をした補助金等の精算が翌年度の4月30日までに完了しなかった場合、交付先等において最終的に使われなかった余剰額は当年度の予算に戻入することができず、決算においては当年度の支出済額に含まれて計上される。このため、これらの補助金等については、当年度の支出済額は補助金等の実質的な執行額を示していないことになる。

そこで、2年度に実施されたコロナ関連事業の中で予算の執行を区分して管理されていた703事業のうち、支出済額が100億円以上で、2年度に補助金等を概算払により交付するなどしていた事業について、3年4月30日までに精算が完了しなかった補助金等のその後の精算状況を確認した。その結果、表15のとおり、3年5月1日から4年4月30日までの間に精算が完了した概算払額は計3兆4460億余円であり、このうち確定した交付額等は計2兆9672億余円、余剰額は計4788億余円となっていた。

すなわち、上記の概算払額計3兆4460億余円については、決算においては2年度のコロナ関連事業の支出済額として計上されていたものであるが、余剰額計4788億余円については、最終的にコロナ関連事業の実施に充てられていなかったものである。

なお、この余剰額は4年7月末時点までに全額が国庫へ返納されており、決算においては3年度又は4年度の歳入に計上されることとなる。

表15 2年度に実施されていたコロナ関連事業のうち支出済額が100億円以上で同年度に概算払を行った補助金等の余剰額の状況 (単位：百万円)

実施府省等名	事業名	令和3年5月1日から4年4月30日までの間に精算が完了した概算払額(注) (A)	左のうち確定した交付額等 (B)	余剰額 (A) - (B)
内閣府	子育て世帯への臨時特別給付金の支給	158,329	154,270	4,058
文部科学省	学習保障に必要な人的体制の強化	14,063	8,153	5,909
厚生労働省	ワクチン・治療薬の開発等	1,932	1,874	58
	ワクチン接種体制等の整備	10,278	6,506	3,772
	国民健康保険料、介護保険料等の減免を行った市町村等に対する財政支援	47,312	41,639	5,673
	新型コロナウイルス感染症の流行下における妊産婦総合対策事業	12,103	1,416	10,686
	新型コロナウイルス感染症患者等への支援及び新型コロナウイルス感染症患者の入院医療費の支援	16,642	9,548	7,093
	新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金(医療分)	2,467,738	2,221,145	246,593
	新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金(介護分)	317,457	235,424	82,032
	新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金(障害分)	98,584	49,788	48,796
	新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金(児童福祉施設等分)	31,163	20,804	10,359
	低所得のひとり親世帯への臨時特別給付金の支給	185,493	162,097	23,396
	厚生労働省 小計	3,188,707	2,750,245	438,461
農林水産省	サービス産業消費喚起事業(Go To Eatキャンペーン)(給付金)	15,595	15,585	10
	国産農林水産物等販売促進緊急対策事業のうち水産物販売促進緊急対策事業	5,375	2,981	2,393
	国産農林水産物等販売促進緊急対策事業のうち品目横断的販売促進緊急対策事業及び国産農林水産物等販売促進緊急対策委託事業	36,987	35,099	1,888
		農林水産省 小計	57,958	53,666
経済産業省	持続化給付金	27,037	871	26,165
	計	3,446,096	2,967,207	478,888

(注) 「令和3年5月1日から4年4月30日までの間に精算が完了した概算払額」には、次のものは含まない。

- ① 精算の結果余剰額が生じなかったもの
- ② 事業を実施した年度を区分して精算額を把握することが困難なことなどにより集計対象外としたもの
- ③ 令和4年4月30日までに精算が完了せず、同年5月1日以降に精算が行われるもの

(5) 各府省等におけるコロナ関連事業に係る予算の執行等に関する情報提供の状況

前記1(1)のとおり、本院は2年度報告の所見において、コロナ関連事業として実施した各事業に係る予算の執行状況等を国民に対して広く情報提供することが望まれるなどと記述している。

そこで、4年5月時点で、コロナ関連事業に係る予算の執行状況に関し、各府省等がどのような情報を提供しているか確認したところ、内閣府、総務省、外務省及び厚生労働省は表16のとおり、コロナ関連事業の一部について、その予算の執行状況を公表していた。

表16 各府省等におけるコロナ関連事業に係る予算執行状況の公表状況

情報提供主体	項目 コロナ関連事業名等	ウェブサイトにおける公表資料名	予算執行状況		
			支出 済額	繰越額	不用額
内閣府 (各府省等の状況を内閣府が取りまとめて公表)	令和元年度から3年度までの対策等に基づき各府省等が実施する主な事業(原則として一般会計の予算額が100億円以上の事業)	経済対策のフォローアップについて(金融政策、物価等に関する集中審議資料)	○		
総務省	特別定額給付金給付事業	特別定額給付金の給付済金額の推移	○		
外務省	Gaviを通じたCOVAXファシリティのワクチン事前買取制度への拠出、Gaviワクチンアライアンス拠出金及びCOVAXファシリティを通じた途上国への新型コロナ・ワクチン普及支援	日本によるワクチン関連支援	○		
厚生労働省	新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金(介護分)	新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金(介護分)の介護サービス事業所・施設等への交付実績	○		
	新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金(医療分)	新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金(医療分)執行状況	○	○	○

注(1) 各府省等から提出を受けた調書等に基づき回答のあった公表状況について取りまとめている。

注(2) 予算執行状況については情報提供のある項目に「○」を記載している。

注(3) 予算執行状況は、都道府県等が国からの交付決定を受けて補助金等に係る予算執行を行った状況を含めて記載している。

そして、その掲載情報の内容をみると、次のとおりとなっていた。

内閣府は、「経済財政諮問会議」の会議資料「経済対策のフォローアップについて(金融政策、物価等に関する集中審議資料)」として、元年度から3年度までの対策等に基づき各府省等が実施する主な事業(原則として一般会計の予算額が100億円以上の事業)を取りまとめて情報提供を行っており、その中で各府省等が実施したコロナ関連事業の支出済額の一部を含む進捗状況等を公表していた。

総務省は、所管のコロナ関連事業のうち「特別定額給付金給付事業」について、「特別定額給付金の給付済金額の推移」として、支出済額のうち、給付済金額の推移等を公表していた。

外務省は、所管のコロナ関連事業のうち「Gaviを通じたCOVAXファシリティのワクチン事前買取制度への拠出」「Gaviワクチンアライアンス拠出金」及び「COVAXファシリティを通じた途上国への新型コロナ・ワクチン普及支援」の支出済額のうちCOVAXファシリティへの拠出額を「日本によるワクチン関連支援」の内数として公表していた。

厚生労働省は、所管のコロナ関連事業のうち「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金(介護分)」について、「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金(介護分)の介護サービス事業所・施設等への交付実績」として、都道府県が介護サービス事業所・施設等に対して支払った補助金交付額等を公表していた。また、同様に、「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金(医療分)」について、「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金(医療分)執行状況」として、国から都道府県への交付決定額、都道府県執行額、都道府県における翌年度への繰越額及び都道府県における残額(国庫への返納又は国の不用額)の状況等を公表していた。

また、これらのほか、各府省等では、「予算執行の情報開示充実に関する指針」(平成22年3月内閣官房国家戦略室)に基づき、補助金等については、決算額ではないものの交付決定額等を公表するなどしていた。

このように、内閣府が取りまとめた資料において各府省等の主な事業の支出済額については公表されるなどしていたが、繰越額及び不用額については、特段、公表すべき基準等がないことなどから、厚生労働省の1事業以外には、コロナ関連事業と分かる形で公表されていなかった。しかし、繰越額及び不用額は、予算の執行状況を示す基本的な情報の一つであり、前記3(3)イのとおり、3か年度分のコロナ関連事業に係る予算総額が計94兆4920億余円であるのに対して、3年度から4年度への繰越額は計13兆3254億余円、不用額は計4兆6744億余円と多額となっている状況に鑑みれば、新型コロナウイルス感染症対策に係る予算措置に対する国民の理解と協力を得るためには、コロナ関連事業に係る予算額や支出済額だけでなく、繰越額及び不用額並びに補助金等の余剰額についても公表することが重要である。

4 本院の所見

新型コロナウイルス感染症については、感染の波が周期的に続いていて、国民生活や経済に大きな影響を及ぼしており、前例のない規模の財政支出が続けられている。財務省は、未知のリスクに対して、感染の影響も不明な中で、国民の命と健康を守り抜くことを最優先に、万全な対応を期すため、切れ目ない支援を行うべく、累次の補正予算の編成や予備費の支出を含めて十分な予算を措置したとしている。

そこで、事業等の執行における透明性の確保や国民への説明責任の向上等の観点から、本院において、2年度報告に引き続き、3か年度分のコロナ関連事業に係る3年度末時点での予算の執行状況について検査したところ、元年度から3年度までの3年間の合計の予算総額は94兆4920億余円と多額になっており、そのうち3年度から4年度へ繰り越した額も13兆3254億余円と多額になっている状況が見受けられた。

また、2年度に概算払をした補助金等のうち3年4月30日までに精算が完了しなかったものに係るその後の精算状況について検査したところ、同年5月1日から4年4月30日までの間に精算が完了したものについての余剰額は4788億余円となっていた。すなわち、2

年度のコロナ関連事業の支出済額のうち 4788 億余円は、最終的にコロナ関連事業の実施に充てられていなかったものであり、決算だけではコロナ関連事業の実質的な執行額が把握できない状態となっている。

さらに、コロナ関連事業に係る予算執行等の情報提供の状況について検査したところ、内閣府が取りまとめた資料において各府省等の主な事業の支出済額については公表されるなどしていたが、繰越額及び不用額については、特段、公表すべき基準等がないことなどから、厚生労働省の1事業以外にはコロナ関連事業と分かる形で公表されていなかった。

以上のように、コロナ関連事業に係る予算は、3か年度にわたり多額の支出が行われてきており、4年度への繰越額や不用額が多額に計上されている。このような状況において、これまで政府が実施してきたコロナ関連事業について今後も引き続き国民の理解と協力を得つつ新型コロナウイルス感染症に関連する対策を進めていくためには、政府が実施する同感染症対策について予算の執行状況等を含めて情報を広く分かりやすく伝えることが重要である。ついては、各府省等は、多額に執行されているコロナ関連事業に係る予算の執行状況等に関して、予算の執行状況を示す基本的な情報である支出済額、繰越額及び不用額並びに補助金等の余剰額について分かりやすく情報を提供することが望まれる。

本院としては、新型コロナウイルス感染症が引き続き我が国に多大な影響を与えていることを踏まえて、新型コロナウイルス感染症対策に関連する各種施策に係る予算の執行状況等について引き続き検査していくこととする。

別表 検査報告掲記事項の一覧

番号	府省等名	事項	大分類 (小分類)	掲記区分	ページ
①	総務省	新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の交付対象事業費が過大に精算されていたなどのもの	新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金	不当	55
②	文部科学省	国立大学法人情報機器整備費補助金が過大に交付されていたもの	経済・雇用対策(デジタル・トランスフォーメーション等関係経費)	不当	88
③	文部科学省	家庭学習のための通信機器整備支援事業により整備したモバイルWi-Fiルータ等について、事業主体に使用が低調となっている理由を確認させた上で家庭学習における使用を促進するための方策を検討して周知したり、家庭学習以外での有効活用を図るための方法等を検討して周知したりして、使用促進や有効活用が図られるよう意見を表示したものの	経済・雇用対策(デジタル・トランスフォーメーション等関係経費)	意見表示	99
④	厚生労働省	新型コロナウイルス感染症に感染した入国者に係る入院費の支払に当たり、支払う必要のない消費税相当額を含めていたため、医療機関への支払が過大となっていたもの	新型コロナウイルス感染症防止策(医療提供体制整備等関係経費)	不当	112
⑤	厚生労働省	新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金(医療分)(新型コロナウイルス感染症対策事業及び新型コロナウイルス感染症重点医療機関体制整備事業に係る分)が過大に交付されていたもの	新型コロナウイルス感染症防止策(医療提供体制整備等関係経費)	不当	135

番号	府省等名	事項	大分類 (小分類)	掲記 区分	ページ
⑥	厚生労働省	保有するデータを活用するなどして雇用調整助成金等と休業支援金等の重複支給や休業支援金等の二重支給の有無を確認することなどとして、その具体的な方法を策定するよう是正改善の処置を求め、重複支給又は二重支給が確認されたものについて不正受給額等を返還させる措置を講ずるよう適宜の処置を要求し、及び、リスクの所在等に十分に留意して雇用調整助成金等に関する実地調査の対象とする事業主の範囲を設定することとする見直しを行うことなどとして、その具体的な方法を策定するよう改善の処置を要求したもの	経済・雇用対策(雇用対策等関係経費)	処置要求	179
⑦	厚生労働省	雇用調整助成金の支給に当たり、事業主の支給申請に係る負担の軽減や支給事務の迅速性の確保に配慮しつつ、支給額が休業手当の支払額を上回る額を極力生じさせない合理的な算定方法とするよう意見を表示したもの	経済・雇用対策(雇用対策等関係経費)	意見表示	188
⑧	厚生労働省	新型コロナウイルス感染者等情報把握・管理支援システム(HER-SYS)の開発・保守等に関する契約において実施している新型コロナウイルス接触確認アプリ「COCOA」の開発・保守等について	新型コロナウイルス感染症防止策(医療提供体制整備等関係経費)	事後	214
⑨	農林水産省	Go To Eat キャンペーンに係る食事券発行委託事業において、管理職の職員の人件費に係る時間単価の算定が適正でなかったため、委託費の支払額が過大となっていたもの	経済・雇用対策(観光業、文化芸術事業支援等関係経費)	不当	216
⑩	農林水産省	過剰木材在庫利用緊急対策事業の実施に当たり、同事業以外に国からの助成を受けていて、補助の対象とならないもの	経済・雇用対策(農林水産業支援等関係経費)	不当	220
⑪	農林水産省	6次産業化市場規模拡大対策整備交付金事業の交付対象事業費に、対象とならない経費を含めていたもの	経済・雇用対策(農林水産業支援等関係経費)	不当	223
⑫	農林水産省	高収益作物次期作支援交付金事業の実施に当たり、過大に交付された交付金について返還手続を行わせるよう適宜の処置を要求し、及び取組交付金が過大に交付されるなどしていた事態に係る事例等を事業実施主体に周知するなどとして、必要と認められる場合には事後確認することを促すことなどとして、今後、事務に誤りが生じやすい状況になることが想定される場合に備えて、事業実施主体に事後確認を行わせることができるよう、あらかじめ必要な仕組みを検討したりするよう改善の処置を要求したもの	経済・雇用対策(農林水産業支援等関係経費)	処置要求	235
⑬	農林水産省	過剰木材在庫利用緊急対策事業と同様の要件を規定する事業について、工務店等の事業主体が事業申請を行うに当たり、地方公共団体の補助金等の財源として国庫補助金等が含まれていないことを確実に確認する仕組みを構築して、これを規程に反映させるよう事業実施主体を指導等することとともに、今後木材製品の利用促進を支援する事業を実施する場合に備えて、過剰木材在庫利用緊急対策事業を改めて検証して、その結果を制度設計に活用する方法を検討するよう意見を表示したもの	経済・雇用対策(農林水産業支援等関係経費)	意見表示	241
⑭	経済産業省	地域企業再起支援事業の実施に当たり、要件を満たしていない中小企業者が実施していて補助の対象とならないもの	経済・雇用対策(中小事業者支援等関係経費)	不当	284
⑮	経済産業省	コンテンツグローバル需要創出促進事業費補助金の補助対象事業費を過大に精算していたもの	経済・雇用対策(観光業、文化芸術事業支援等関係経費)	不当	287

番号	府省等名	事項	大分類 (小分類)	掲記区分	ページ
①⑥	国土交通省	Go To トラベル事業における取消料対応費用等について、支払要件を満たしていない取消料対応費用等に相当する委託費を国庫に返還させるよう適宜の処置を要求し、及び事後審査の対象範囲を拡充して、取消料対応費用等の支払対象とならないものがないか確認を行うよう事務局に指示し、支払対象とならないことが確認されたものについて返還させるよう改善の処置を要求したもの	経済・雇用対策(観光業、文化芸術事業支援等関係経費)	処置要求	324
①⑦	内閣府、総務省	新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金による事業の実施に当たり、商品券等の配布事業において使用期限経過後の未換金相当額等に交付金を充当しない取扱いとするなどした上でその旨を地方公共団体に対して周知するなどするよう改善の処置を要求するとともに、水道料金等の減免事業において実施計画の確認を確実に実行できるようにするための方策を検討するなどしたり、効果検証の趣旨に沿った適切な方法により、速やかに効果検証を実施して検証結果を公表するよう地方公共団体に対して周知したりするよう意見を表示したもの	新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金	意見表示・処置要求	387
①⑧	日本私立学校振興・共済事業団	私立大学等経常費補助金の経理が不当と認められるもの	経済・雇用対策(生活困窮者支援等関係経費)	不当	403
各経費項目に当てはめられないもの					
	政府出資法人	新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するための対策等による政府出資法人の財務等への影響について		随時報告	467

(注) 掲記区分の「不当」は、検査の結果、法律、政令若しくは予算に違反し又は不当と認めた事項、「意見表示」又は「処置要求」は、会計検査院法第34条又は第36条の規定により関係大臣等に対して意見を表示し又は処置を要求した事項、「事後」は、会計検査院法第34条又は第36条の規定により関係大臣等に対して意見を表示し又は処置を要求した事項について、当局において講じた処置又は講じた処置の状況、「随時報告」は、会計検査院法第30条の2の規定により国会及び内閣に報告した事項をそれぞれ示している。

第6 政府関係機関及びその他の団体

1 概 況

会計検査院は、国の会計のほか、会計検査院法その他の法律の規定によって政府関係機関等の会計を
検査している。

令和4年次の検査(3年10月から4年9月まで)において検査の対象としたのは次の会計である。

- ① 国が資本金の2分の1以上を出資している法人の会計 210
 - ② 法律により特に会計検査院の検査に付するものと定められた会計 1
 - ③ 国が資本金の一部を出資しているものの会計のうち 9
 - ④ 国が資本金を出資したものが更に出資しているものの会計のうち 15
 - ⑤ 国が借入金の元金又は利子の支払を保証しているものの会計のうち 3
 - ⑥ 国が補助金その他の財政援助を与えた都道府県、市町村、各種組合、学校法人等の会計のうち
5,570
 - ⑦ 国若しくは①に該当する法人(以下「国等」という。)の工事その他の役務の請負人若しくは事務若し
くは業務の受託者又は国等に対する物品の納入者のその契約に関する会計のうち 184
- このうち、①から⑤までの明細は次のとおりである。

区 分	団 体 名																												
①国が資本金の2分の1以上を出資している法人の会計 210	(1) 政府関係機関 4																												
	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 25%;">沖縄振興開発金融公庫</td> <td style="width: 25%;">株式会社日本政策金融公庫</td> <td style="width: 25%;">株式会社国際協力銀行</td> <td style="width: 25%; text-align: right;">(注1) 独立行政法人国際協力機構有償資金協力部門</td> </tr> </table>	沖縄振興開発金融公庫	株式会社日本政策金融公庫	株式会社国際協力銀行	(注1) 独立行政法人国際協力機構有償資金協力部門																								
	沖縄振興開発金融公庫	株式会社日本政策金融公庫	株式会社国際協力銀行	(注1) 独立行政法人国際協力機構有償資金協力部門																									
	(2) 事業団等 35																												
	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 25%;">日本私立学校振興・共済事業団</td> <td style="width: 25%;">日 本 銀 行</td> <td style="width: 25%;">日本中央競馬会</td> <td style="width: 25%;">預 金 保 険 機 構</td> </tr> <tr> <td>東京地下鉄株式会社</td> <td>中間貯蔵・環境安全事業株式会社</td> <td>成田国際空港株式会社</td> <td>東日本高速道路株式会社</td> </tr> <tr> <td>中日本高速道路株式会社</td> <td>西日本高速道路株式会社</td> <td>本州四国連絡高速道路株式会社</td> <td>日本司法支援センター</td> </tr> <tr> <td>全国健康保険協会</td> <td>株式会社日本政策投資銀行</td> <td>輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社</td> <td>株式会社産業革新投資機構</td> </tr> <tr> <td>日本年金機構</td> <td>原子力損害賠償・廃炉等支援機構</td> <td>農水産業協同組合貯金保険機構</td> <td>新関西国際空港株式会社</td> </tr> <tr> <td>株式会社農林漁業成長産業化支援機構</td> <td>株式会社民間資金等活用事業推進機構</td> <td>株式会社海外需要開拓支援機構</td> <td>株式会社海外交通・都市開発事業支援機構</td> </tr> <tr> <td>横浜川崎国際港湾株式会社</td> <td>外国人技能実習機構</td> <td>株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構</td> <td>株式会社日本貿易保険</td> </tr> </table>	日本私立学校振興・共済事業団	日 本 銀 行	日本中央競馬会	預 金 保 険 機 構	東京地下鉄株式会社	中間貯蔵・環境安全事業株式会社	成田国際空港株式会社	東日本高速道路株式会社	中日本高速道路株式会社	西日本高速道路株式会社	本州四国連絡高速道路株式会社	日本司法支援センター	全国健康保険協会	株式会社日本政策投資銀行	輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社	株式会社産業革新投資機構	日本年金機構	原子力損害賠償・廃炉等支援機構	農水産業協同組合貯金保険機構	新関西国際空港株式会社	株式会社農林漁業成長産業化支援機構	株式会社民間資金等活用事業推進機構	株式会社海外需要開拓支援機構	株式会社海外交通・都市開発事業支援機構	横浜川崎国際港湾株式会社	外国人技能実習機構	株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構	株式会社日本貿易保険
	日本私立学校振興・共済事業団	日 本 銀 行	日本中央競馬会	預 金 保 険 機 構																									
	東京地下鉄株式会社	中間貯蔵・環境安全事業株式会社	成田国際空港株式会社	東日本高速道路株式会社																									
	中日本高速道路株式会社	西日本高速道路株式会社	本州四国連絡高速道路株式会社	日本司法支援センター																									
全国健康保険協会	株式会社日本政策投資銀行	輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社	株式会社産業革新投資機構																										
日本年金機構	原子力損害賠償・廃炉等支援機構	農水産業協同組合貯金保険機構	新関西国際空港株式会社																										
株式会社農林漁業成長産業化支援機構	株式会社民間資金等活用事業推進機構	株式会社海外需要開拓支援機構	株式会社海外交通・都市開発事業支援機構																										
横浜川崎国際港湾株式会社	外国人技能実習機構	株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構	株式会社日本貿易保険																										
以上のほか、清算中のものなどが7団体ある。																													

区 分	団 体 名
	(注2) (3) 独立行政法人 83
国立公文書館	情報通信研究機構 酒類総合研究所 国立特別支援教育総合研究所
大学入試センター	国立青少年教育振興機構 国立女性教育会館 国立科学博物館
物質・材料研究機構	防災科学技術研究所 量子科学技術研究開発機構 国立美術館
国立文化財機構	農林水産消費安全技術センター 家畜改良センター 農業・食品産業技術総合研究機構
国際農林水産業研究センター	森林研究・整備機構 水産研究・教育機構 産業技術総合研究所
製品評価技術基盤機構	土木研究所 建築研究所 海上・港湾・航空技術研究所
海技教育機構	航空大学校 国立環境研究所 教職員支援機構
駐留軍等労働者労務管理機構	自動車技術総合機構 造幣局 国立印刷局
国民生活センター	農畜産業振興機構 農林漁業信用基金 北方領土問題対策協会
(注1) 国際協力機構	国際交流基金 新エネルギー・産業技術総合開発機構 科学技術振興機構
日本学術振興会	理化学研究所 宇宙航空研究開発機構 日本スポーツ振興センター
日本芸術文化振興会	高齢・障害・求職者雇用支援機構 福祉医療機構 国立重度知的障害者総合施設のぞみの園
労働政策研究・研修機構	日本貿易振興機構 鉄道建設・運輸施設整備支援機構 国際観光振興機構
水資源機構	自動車事故対策機構 空港周辺整備機構 情報処理推進機構
石油天然ガス・金属鉱物資源機構	労働者健康安全機構 国立病院機構 医薬品医療機器総合機構
環境再生保全機構	日本学生支援機構 海洋研究開発機構 国立高等専門学校機構
大学改革支援・学位授与機構	中小企業基盤整備機構 都市再生機構 奄美群島振興開発基金
医薬基盤・健康・栄養研究所	日本高速道路保有・債務返済機構 日本原子力研究開発機構 地域医療機能推進機構
年金積立金管理運用	住宅金融支援機構 郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構 国立がん研究センター
国立循環器病研究センター	国立精神・神経医療研究センター 国立国際医療研究センター 国立成育医療研究センター
国立長寿医療研究センター	勤労者退職金共済機構 日本医療研究開発機構

区 分	団 体 名																																																																																															
	<p style="text-align: center;">(注2) (4) 国立大学法人等 89</p> <table border="0" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 25%;">北海道大学</td> <td style="width: 25%;">北海道教育大学</td> <td style="width: 25%;">室蘭工業大学</td> <td style="width: 25%;">小樽商科大学^(注3)</td> </tr> <tr> <td>帯広畜産大学^(注3)</td> <td>旭川医科大学</td> <td>北見工業大学^(注3)</td> <td>弘前大学</td> </tr> <tr> <td>岩手大学</td> <td>東北大学</td> <td>宮城教育大学</td> <td>秋田大学</td> </tr> <tr> <td>山形大学</td> <td>福島大学</td> <td>茨城大学</td> <td>筑波大学</td> </tr> <tr> <td>筑波技術大学</td> <td>宇都宮大学</td> <td>群馬大学</td> <td>埼玉大学</td> </tr> <tr> <td>千葉大学</td> <td>東京大学</td> <td>東京医科歯科大学</td> <td>東京外国語大学</td> </tr> <tr> <td>東京学芸大学</td> <td>東京農工大学</td> <td>東京芸術大学</td> <td>東京工業大学</td> </tr> <tr> <td>東京海洋大学</td> <td>お茶の水女子大学</td> <td>電気通信大学</td> <td>一橋大学</td> </tr> <tr> <td>横浜国立大学</td> <td>新潟大学</td> <td>長岡技術科学大学</td> <td>上越教育大学</td> </tr> <tr> <td>富山大学</td> <td>金沢大学</td> <td>福井大学</td> <td>山梨大学</td> </tr> <tr> <td>信州大学</td> <td>静岡大学</td> <td>浜松医科大学</td> <td>東海国立大学機構</td> </tr> <tr> <td>愛知教育大学</td> <td>名古屋工業大学</td> <td>豊橋技術科学大学</td> <td>三重大学</td> </tr> <tr> <td>滋賀大学</td> <td>滋賀医科大学</td> <td>京都大学</td> <td>京都教育大学</td> </tr> <tr> <td>京都工芸繊維大学</td> <td>大阪大学</td> <td>大阪教育大学</td> <td>兵庫教育大学</td> </tr> <tr> <td>神戸大学</td> <td>奈良教育大学^(注4)</td> <td>奈良女子大学^(注4)</td> <td>和歌山大学</td> </tr> <tr> <td>鳥取大学</td> <td>島根大学</td> <td>岡山大学</td> <td>広島大学</td> </tr> <tr> <td>山口大学</td> <td>徳島大学</td> <td>鳴門教育大学</td> <td>香川大学</td> </tr> <tr> <td>愛媛大学</td> <td>高知大学</td> <td>福岡教育大学</td> <td>九州大学</td> </tr> <tr> <td>九州工業大学</td> <td>佐賀大学</td> <td>長崎大学</td> <td>熊本大学</td> </tr> <tr> <td>大分大学</td> <td>宮崎大学</td> <td>鹿児島大学</td> <td>鹿屋体育大学</td> </tr> <tr> <td>琉球大学</td> <td>政策研究大学院大学</td> <td>総合研究大学院大学</td> <td>北陸先端科学技術大学院大学</td> </tr> <tr> <td>奈良先端科学技術大学院大学</td> <td>大学共同利用機関法人人間文化研究機構</td> <td>大学共同利用機関法人自然科学研究機構</td> <td>大学共同利用機関法人高エネルギー加速器研究機構</td> </tr> <tr> <td></td> <td>大学共同利用機関法人情報・システム研究機構</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>				北海道大学	北海道教育大学	室蘭工業大学	小樽商科大学 ^(注3)	帯広畜産大学 ^(注3)	旭川医科大学	北見工業大学 ^(注3)	弘前大学	岩手大学	東北大学	宮城教育大学	秋田大学	山形大学	福島大学	茨城大学	筑波大学	筑波技術大学	宇都宮大学	群馬大学	埼玉大学	千葉大学	東京大学	東京医科歯科大学	東京外国語大学	東京学芸大学	東京農工大学	東京芸術大学	東京工業大学	東京海洋大学	お茶の水女子大学	電気通信大学	一橋大学	横浜国立大学	新潟大学	長岡技術科学大学	上越教育大学	富山大学	金沢大学	福井大学	山梨大学	信州大学	静岡大学	浜松医科大学	東海国立大学機構	愛知教育大学	名古屋工業大学	豊橋技術科学大学	三重大学	滋賀大学	滋賀医科大学	京都大学	京都教育大学	京都工芸繊維大学	大阪大学	大阪教育大学	兵庫教育大学	神戸大学	奈良教育大学 ^(注4)	奈良女子大学 ^(注4)	和歌山大学	鳥取大学	島根大学	岡山大学	広島大学	山口大学	徳島大学	鳴門教育大学	香川大学	愛媛大学	高知大学	福岡教育大学	九州大学	九州工業大学	佐賀大学	長崎大学	熊本大学	大分大学	宮崎大学	鹿児島大学	鹿屋体育大学	琉球大学	政策研究大学院大学	総合研究大学院大学	北陸先端科学技術大学院大学	奈良先端科学技術大学院大学	大学共同利用機関法人人間文化研究機構	大学共同利用機関法人自然科学研究機構	大学共同利用機関法人高エネルギー加速器研究機構		大学共同利用機関法人情報・システム研究機構		
北海道大学	北海道教育大学	室蘭工業大学	小樽商科大学 ^(注3)																																																																																													
帯広畜産大学 ^(注3)	旭川医科大学	北見工業大学 ^(注3)	弘前大学																																																																																													
岩手大学	東北大学	宮城教育大学	秋田大学																																																																																													
山形大学	福島大学	茨城大学	筑波大学																																																																																													
筑波技術大学	宇都宮大学	群馬大学	埼玉大学																																																																																													
千葉大学	東京大学	東京医科歯科大学	東京外国語大学																																																																																													
東京学芸大学	東京農工大学	東京芸術大学	東京工業大学																																																																																													
東京海洋大学	お茶の水女子大学	電気通信大学	一橋大学																																																																																													
横浜国立大学	新潟大学	長岡技術科学大学	上越教育大学																																																																																													
富山大学	金沢大学	福井大学	山梨大学																																																																																													
信州大学	静岡大学	浜松医科大学	東海国立大学機構																																																																																													
愛知教育大学	名古屋工業大学	豊橋技術科学大学	三重大学																																																																																													
滋賀大学	滋賀医科大学	京都大学	京都教育大学																																																																																													
京都工芸繊維大学	大阪大学	大阪教育大学	兵庫教育大学																																																																																													
神戸大学	奈良教育大学 ^(注4)	奈良女子大学 ^(注4)	和歌山大学																																																																																													
鳥取大学	島根大学	岡山大学	広島大学																																																																																													
山口大学	徳島大学	鳴門教育大学	香川大学																																																																																													
愛媛大学	高知大学	福岡教育大学	九州大学																																																																																													
九州工業大学	佐賀大学	長崎大学	熊本大学																																																																																													
大分大学	宮崎大学	鹿児島大学	鹿屋体育大学																																																																																													
琉球大学	政策研究大学院大学	総合研究大学院大学	北陸先端科学技術大学院大学																																																																																													
奈良先端科学技術大学院大学	大学共同利用機関法人人間文化研究機構	大学共同利用機関法人自然科学研究機構	大学共同利用機関法人高エネルギー加速器研究機構																																																																																													
	大学共同利用機関法人情報・システム研究機構																																																																																															
<p>②法律により特に会計検査院の検査に付するものと定められた会計 1</p>	<p>日本放送協会</p>																																																																																															

区 分	団 体 名			
③国が資本金の一部を出資しているものの会計のうち 9	中部国際空港株式会社 日本アルコール産業株式会社 (注5) 日本郵政株式会社	日本電信電話株式会社 株式会社商工組合中央金庫	首都高速道路株式会社 日本たばこ産業株式会社	阪神高速道路株式会社 阪神国際港湾株式会社
④国が資本金を出資したものが更に 出資しているものの会計のうち 15	北海道旅客鉄道株式会社 東日本電信電話株式会社 株式会社かんぼ生命保険 関西国際空港土地保有株式会社	四国旅客鉄道株式会社 西日本電信電話株式会社 株式会社整理回収機構 東京電力ホールディングス株式会社	日本貨物鉄道株式会社 日本郵便株式会社 株式会社地域経済活性化支援機構 株式会社INCJ	東京湾横断道路株式会社 株式会社ゆうちょ銀行 株式会社東日本大震災事業者再生支援機構
⑤国が借入金の元金又は利子の支払を保証しているものの会計のうち 3	一般財団法人民間都市開発推進機構	独立行政法人農業者年金基金	地方公共団体金融機構	

(注1) 「国が資本金の2分の1以上を出資している法人の会計」の総数においては、「独立行政法人国際協力機構有償資金協力部門」を「独立行政法人国際協力機構」に含めている。

(注2) 各団体の名称中「独立行政法人」「国立研究開発法人」及び「国立大学法人」については、記載を省略した。

(注3) 「国立大学法人小樽商科大学」及び「国立大学法人北見工業大学」は令和4年4月1日に解散して、両団体の権利及び義務は、同日に「国立大学法人帯広畜産大学」から移行した「国立大学法人北海道国立大学機構」に承継された。

(注4) 「国立大学法人奈良教育大学」は令和4年4月1日に解散して、同団体の権利及び義務は、同日に「国立大学法人奈良女子大学」から移行した「国立大学法人奈良国立大学機構」に承継された。

(注5) 「日本郵政株式会社」は、従来国が資本金の2分の1以上を出資している団体であったが、令和3年10月29日に、国が保有する株式を売却したことにより、国が資本金の一部を出資している団体となった。

2 政府関係機関の収入支出決算

政府関係機関は、国が資本金の全額を出資している公法上の法人のうち、その予算の国会の議決に関して国の予算の議決の例によることとされており、また、決算を国の歳入歳出の決算とともに内閣が国会に提出しなければならないこととされている法人であり、令和3年度末における政府関係機関は4機関である。

(1) 沖縄振興開発金融公庫

収 入	収入済額(千円)		
3年度	15,747,213		
2年度	9,813,435		
支 出	支出予算現額(千円)	支出済額(千円)	不用額(千円)
3年度	13,053,487	7,893,459	5,160,027
2年度	10,747,583	8,270,897	2,476,685

(2) 株式会社日本政策金融公庫

ア 国民一般向け業務(国民一般向け業務勘定)

収 入	収入済額(千円)		
3年度	122,614,610		
2年度	136,283,076		
支 出	支出予算現額(千円)	支出済額(千円)	不用額(千円)
3年度	198,537,497	73,560,761	124,976,735
2年度	134,625,558	77,361,963	57,263,594

イ 農林水産業者向け業務(農林水産業者向け業務勘定)

収 入	収入済額(千円)		
3年度	49,702,217		
2年度	54,459,857		
支 出	支出予算現額(千円)	支出済額(千円)	不用額(千円)
3年度	46,918,033	33,814,667	13,103,365
2年度	47,153,166	35,795,976	11,357,189

ウ 中小企業者向け業務(中小企業者向け融資・証券化支援保証業務勘定、中小企業者向け証券化支援買取業務勘定)

収 入	収入済額(千円)		
3年度	73,587,130		
2年度	81,449,282		
支 出	支出予算現額(千円)	支出済額(千円)	不用額(千円)
3年度	141,672,400	30,730,972	110,941,427
2年度	84,167,317	31,730,264	52,437,052

第2節 国の財政等の状況

第1 国の財政の状況

歳入歳出決算等の検査対象別の概要は第1節に記述したとおりであるが、国の会計等のよりの確な理解に資するために、決算でみた国の財政の状況を述べると次のとおりである。

1 国の財政の現状等の概要等

(1) 国の財政の現状等の概要

我が国の財政状況をみると、昭和40年度に初めて歳入補填のための国債が発行されて以降、連年の国債発行により国債残高は増加の一途をたどり、令和3年度末において、建設国債^(注1)、特例国債^(注2)、復興債^(注3)、借換債^(注4)等のように利払・償還財源が主として税込等^(注5)の歳入により賄われる国債(以下「普通国債」という。)の残高は991.4兆円に達している。そして、同年度においては、2年度に引き続き、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う歳出の増加等により、歳入補填のための国債の発行が例年に比べて増加したことなどで、一般会計歳出決算総額における公債依存度は39.8%、国債の償還等に要する国債費の一般会計歳出決算総額に占める割合は16.9%となっており、財政は厳しい状況が続いている。

こうした状況の中で、政府は、平成8年12月に「財政健全化目標について」を閣議決定するなどして、9年度を「財政構造改革元年」と位置付けて、財政健全化の努力目標を設定するとともに、財政構造改革を強力に推進することとした。

25年には、「当面の財政健全化に向けた取組等について—中期財政計画—」(平成25年8月閣議了解)において、①「国・地方を合わせた基礎的財政収支^(注5)」(以下「国・地方PB」という。)を2020年度(令和2年度)までに黒字化し、その後に②債務残高^(注6)の対名目GDP比(以下、名目GDPを「GDP」という。)の安定的な引下げを目指すという財政健全化のための目標を掲げた。

そして、「経済財政運営と改革の基本方針2015」(平成27年6月閣議決定)において、「経済・財政再生計画」を定めて、①及び②の財政健全化のための目標を堅持するとともに、「集中改革期間における改革努力のメルクマール」として、2018年度(平成30年度)の国・地方PB赤字の対GDP比^(注7)「▲1%程度」を目安とすることとして、「経済財政運営と改革の基本方針2017」(平成29年6月閣議決定)において、①及び②の財政健全化のための目標を同時に目指すこととした。

その後、政府は、「経済財政運営と改革の基本方針2018」(平成30年6月閣議決定)において、「新経済・財政再生計画」を定めて、国・地方PBの黒字化の目標年度を2025年度(令和7年度)とし、同時に債務残高対GDP比の安定的な引下げを目指すとともに、国・地方PBの黒字化の目標年度である2025年度(令和7年度)までの中間年である2021年度(令和3年度)における中間指標として、国・地方PB赤字の対GDP比を2017年度(平成29年度)からの実質的な半減値(1.5%程度)、債務残高の対GDP比^(注5)を180%台前半、財政収支赤字の対GDP比を3%以下と設定し、これらを「進捗を管理するためのメルクマール」とした。

そして、「経済財政運営と改革の基本方針2022」(令和4年6月閣議決定)においては、「財政健全化の「旗」を下ろさず、これまでの財政健全化目標に取り組む。経済あつての財政であり、現行の目標年度

により、状況に応じたマクロ経済政策の選択肢が歪められてはならない。必要な政策対応と財政健全化目標に取り組むことは決して矛盾するものではない。経済をしっかりと立て直し、そして財政健全化に向けて取り組んでいく。ただし、感染症及び直近の物価高の影響を始め、内外の経済情勢等を常に注視していく必要がある。このため、状況に応じ必要な検証を行っていくこととしている。

また、国・地方PB、債務残高、財政収支及びそれぞれの対GDP比については、内閣府が、半年ごとに経済財政諮問会議に提出している「中長期の経済財政に関する試算」（以下「内閣府試算」という。）において実績値等を公表している。

本院は、これまで、財政の健全化に向けた政府の動向を踏まえつつ、国の決算額等により国の財政状況を継続して検査しており、平成28年度以降の検査報告の第6章において、財政健全化のための目標等において用いられる国・地方PB、財政収支対GDP比及び債務残高対GDP比について、国の一般会計の決算額等を用いて分析した結果を掲記するなどしている。また、令和2年度決算検査報告においては、第4章第3節の特定検査対象に関する検査状況として「国の債務について」を掲記し、普通国債の発行残高及び発行額の推移や発行残高の増加及び償還の仕組みによる一般会計への負担の影響等について記述している。

(注1) 建設国債 財政法(昭和22年法律第34号)第4条第1項ただし書の規定に基づき公共事業費、出資金及び貸付金の財源に充てるために、予算をもって国会の議決を経た金額の範囲内で一般会計において発行される公債

(注2) 特例国債 公債の発行の特例に関する各法律の規定に基づき租税収入等に加えて建設国債を発行してもなお不足する歳出の財源を調達するために、予算をもって国会の議決を経た金額の範囲内で一般会計において発行される公債

(注3) 復興債 「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」(平成23年法律第117号)第69条の規定に基づき復興施策に要する費用の財源を確保するために発行される公債

(注4) 借換債 特別会計に関する法律(平成19年法律第23号。以下「特会法」という。)第46条及び第47条の規定に基づき、国債を借り換えるために国債整理基金特別会計において発行される公債

(注5) 基礎的財政収支、財政収支 内閣府が我が国の経済の全体像を国際比較可能な形で体系的に記録することを目的に、国際基準に基づいて作成している統計である国民経済計算を基に算出される、税等の収入から雇用者報酬、社会給付等の支出を差し引くなどした収支差を財政収支といい、財政収支に支払利子を加え、受取利子を差し引いた収支差(復旧・復興対策の経費及び財源の金額を除いたベース)を基礎的財政収支という。基礎的財政収支はプライマリー・バランス(PB)とも称される。

(注6) 債務残高 普通国債、地方債及び交付税及び譲与税配付金特別会計の借入金の各残高の合計額(復旧・復興対策の経費及び財源の金額を除いたベース)。内閣府試算では「公債等残高」である。

(注7) 集中改革期間 平成28年度から30年度までの3か年度

(2) 国の一般会計の決算額でみた財政健全化の指標等

前記のとおり、財政健全化のための目標、目安及び中間指標において用いられている指標には、基礎的財政収支、財政収支及び債務残高に関するものがある(以下、これらに関する指標を「財政健全化の指標」という。)。そして、財政健全化の指標のうち、国・地方PB、財政収支及びそれぞれの対GDP比は、前記のとおり内閣府試算により公表されていて、国民経済計算の作成基準等に従い各種

の基礎統計を利用して推計されているものであるが、詳細な内訳等は公表されていない。

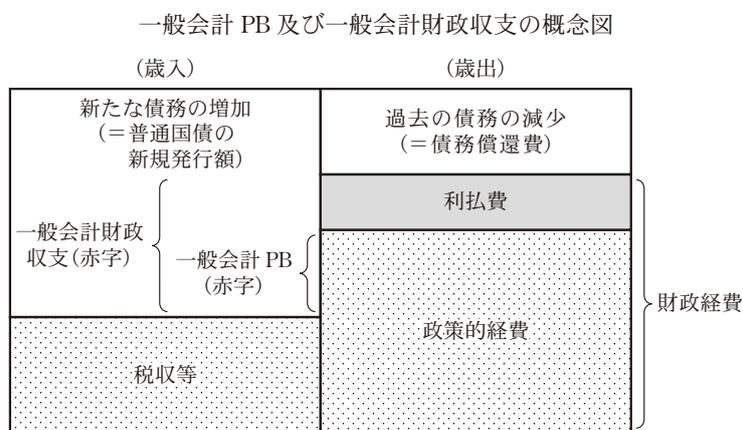
一方、国の一般会計の決算額でみた基礎的財政収支(以下「一般会計 PB」という。)^(注8)は、^(注9) 税収等から政策的経費を差し引いた収支差で表されるもので、その時点で必要とされる政策的経費を、その時点の税収等でどれだけ賄えているかを示す指標であり(参考図参照)、計算の基礎となる詳細な決算額を歳入決算明細書や歳出決算報告書等により把握することが可能である。また、国の一般会計の決算額でみた財政収支(以下「一般会計財政収支」という。)^(注10)は、税収等から財政経費を差し引いた収支差で表されるもので、その時点で必要とされる財政経費を、その時点の税収等でどれだけ賄えているかを示す指標であり(参考図参照)、一般会計 PB と同様に、計算の基礎となる詳細な決算額を歳入決算明細書や歳出決算報告書等により把握することが可能である。ただし、国・地方 PB(又は財政収支)は国の特別会計及び独立行政法人の一部、地方普通会計等の決算が計算対象に含まれており、一般会計 PB(又は一般会計財政収支)はそれらの決算が計算対象に含まれていないなどの点で、両者には相違がある。

(注8) 税収等 一般会計の歳入決算総額(租税及印紙収入、前年度剰余金受入、雑収入等及び公債金)から公債金及び翌年度への繰越歳出予算財源等を差し引いた額。そのため、税収等の額と租税及印紙収入の収納済歳入額とは基本的に一致しない。

(注9) 政策的経費 一般会計の歳出決算総額から国債等の償還に必要な経費(交付国債分を除く。)、利払費及び「決算不足補てん繰戻」を合算した支出を差し引いた額

(注10) 財政経費 一般会計の歳出決算総額から国債等の償還に必要な経費(交付国債分を除く。)を差し引いた額。政策的経費と異なり、利払費を含む。

(参 考 図)



$$\text{一般会計 PB} = \text{税金等} - \text{政策的経費}$$

$$\text{一般会計財政収支} = \text{税金等} - \text{財政経費} \quad (\text{財政経費} = \text{政策的経費} + \text{利払費})$$

また、概念上の整理として、それぞれ次の関係式が成り立つ(関係式の各要素については参考図参照)。

$$\text{普通国債の新規発行額} = \text{債務償還費} + \text{利払費} + \text{一般会計 PB 赤字額} \quad (\text{黒字の場合はマイナスとなる。})$$

$$= \text{債務償還費} + \text{一般会計財政収支赤字額} \quad (\text{同})$$

$$\text{普通国債の残高の増加額} = \text{新たな債務の増加} - \text{過去の債務の減少}$$

$$= \text{利払費} + \text{一般会計 PB 赤字額} \quad (\text{同})$$

$$= \text{一般会計財政収支赤字額} \quad (\text{同})$$

なお、一般会計 PB が均衡している場合には、普通国債の残高は利払費分だけ増加し、一般会計財政収支が均衡している場合には、普通国債の残高は不変となる。

2 国の財政の状況

令和3年度の国の財政の状況について、引き続き、財政健全化の指標である国・地方 PB、国・地方 PB 対 GDP 比、財政収支対 GDP 比及び債務残高対 GDP 比の状況がどのようになっているかなどをみると、次のとおりである。

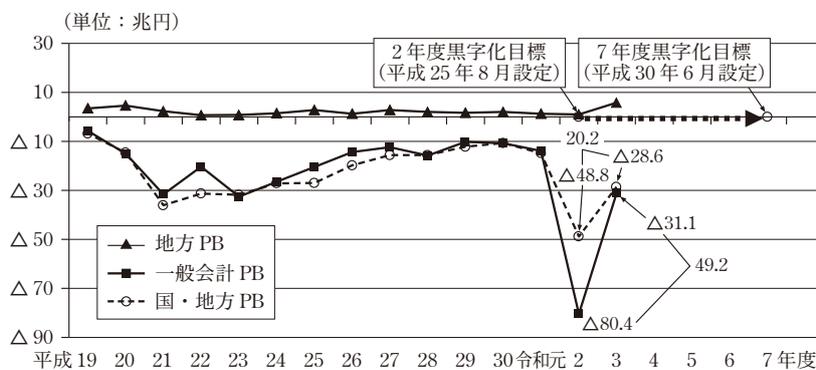
(1) 国・地方 PB 及び国・地方 PB 対 GDP 比

ア 国・地方 PB と一般会計 PB

国・地方 PB、一般会計 PB 及び地方普通会計の基礎的財政収支(以下「地方 PB」という。)について、平成19年度から令和3年度までの推移をみると、図1のとおり、国・地方 PB と一般会計 PB は3年度までおおむね同じように推移している。これは、地方財政計画を通じて国から地方に交付される地方交付税交付金等によって地方の財源が保障される仕組みなどにより、地方 PB がほぼ均衡して推移していることなどによる。

そして、一般会計 PB は、3年度にマイナス31.1兆円となっており、前年度のマイナス80.4兆円から49.2兆円改善しているが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い歳出が大幅に増加する前(以下「コロナ禍前」という。)の元年度の水準には戻っていない。また、国・地方 PB は、3年度にマイナス28.6兆円となっており、前年度のマイナス48.8兆円から20.2兆円改善しているが、一般会計 PB と同様に、元年度の水準には戻っていない。

図1 国・地方 PB、一般会計 PB 及び地方 PB の推移



注(1) 一般会計 PB は本院が算出し、国・地方 PB 及び地方 PB は、令和4年7月に公表された内閣府試算による。

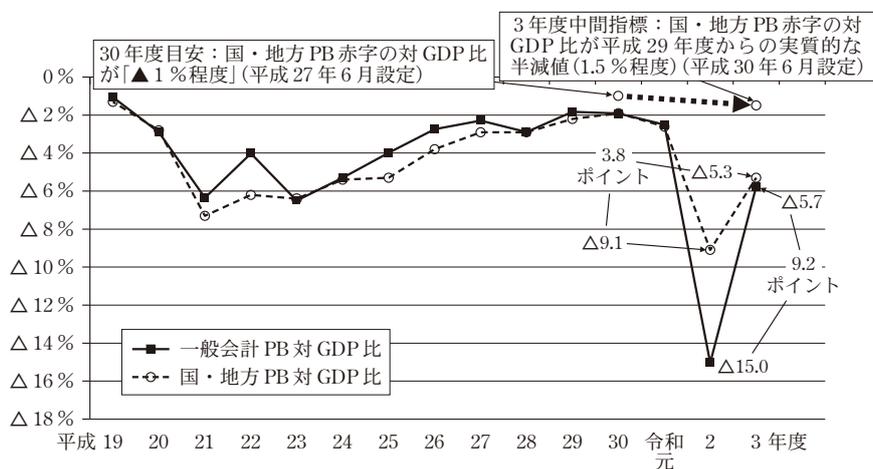
注(2) 「2年度黒字化目標」は、「当面の財政健全化に向けた取組等について—中期財政計画—」において掲げられた国・地方 PB を2020年度(令和2年度)までに黒字化する財政健全化のための目標である。

注(3) 「7年度黒字化目標」は、「経済財政運営と改革の基本方針2018」において定められた「新経済・財政再生計画」における2025年度(令和7年度)の国・地方 PB の黒字化を目指す財政健全化のための目標である。

また、国・地方 PB 及び一般会計 PB のそれぞれの対 GDP 比について、平成19年度から令和3年度までの推移をみると、図2のとおり、国・地方 PB 対 GDP 比と一般会計 PB 対 GDP 比は、図1の国・地方 PB と一般会計 PB と同様に、3年度までおおむね同じように推移している。そして、一般会計 PB 対 GDP 比は、3年度はマイナス5.7%となっており、前年度のマイナス15.0%

から9.2ポイント改善しているが、コロナ禍前の元年度の水準には戻っていない。また、国・地方PB対GDP比は、3年度にはマイナス5.3%となっており、前年度のマイナス9.1%から3.8ポイント改善しているが、一般会計PB対GDP比と同様に、元年度の水準には戻っておらず、中間指標であるマイナス1.5%程度を下回っている。

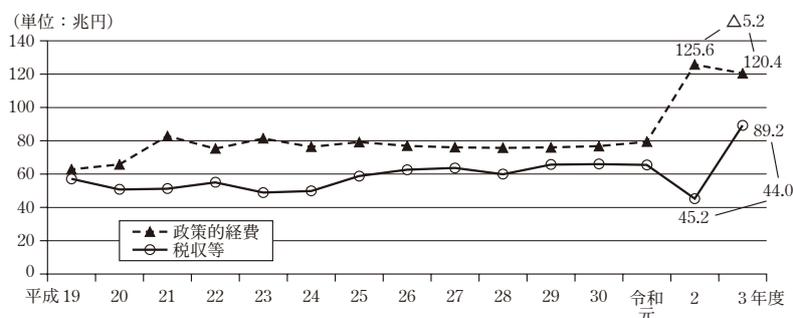
図2 国・地方PB及び一般会計PBのそれぞれの対GDP比の推移



- 注(1) 国・地方PB対GDP比は、令和4年7月に公表された内閣府試算による。
- 注(2) 一般会計PB対GDP比は、令和4年9月に公表された内閣府「2022年4-6月期四半期別GDP速報2次速報値(平成27年基準)」のGDPを用いて本院が算出した。
- 注(3) 「30年度目安」は、「経済財政運営と改革の基本方針2015」において設定された「集中改革期間における改革努力のメルクマール」である。
- 注(4) 「3年度中間指標」は、「経済財政運営と改革の基本方針2018」において設定された「進捗を管理するためのメルクマール」である。

そこで、一般会計PBの内訳となる税金等及び政策的経費について、平成19年度から令和3年度までの推移をみると、図3のとおり、全ての年度において政策的経費が税金等を上回っている。そして、3年度は政策的経費が前年度から5.2兆円減少し、税金等が前年度から44.0兆円増加して、一般会計PBの赤字は大幅に改善しているが、コロナ禍前の元年度の水準には戻っていない。

図3 税金等及び政策的経費の推移

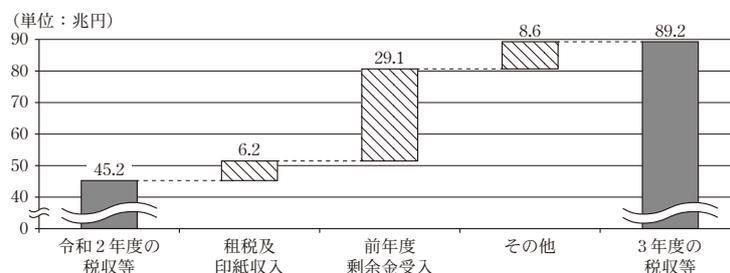


イ 税金等の推移

3年度の税金等の前年度からの増加44.0兆円の内訳を租税及印紙収入、前年度剰余金受入及び

「その他」に区分してみると、図4のとおり、租税及印紙収入が6.2兆円、前年度剰余金受入が29.1兆円及び「その他」が8.6兆円それぞれ増加している。前年度剰余金受入が増加したのは、2年度における翌年度への繰越歳出予算財源等30.7兆円が3年度において前年度剰余金として歳入に受け入れられたことが主な要因となっている。

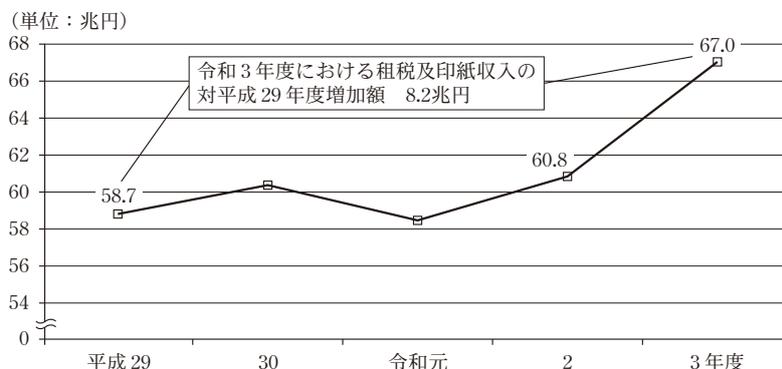
図4 令和3年度における前年度からの増収等の増加の内訳



注(1) 「その他」は、雑収入等(令和2年度：7.4兆円、3年度：7.7兆円)から、翌年度への繰越歳出予算財源等(令和2年度：30.7兆円、3年度：22.4兆円)を控除したものである。
 注(2) 「租税及印紙収入」、「前年度剰余金受入」及び「その他」については、前年度からの増加額を示している。

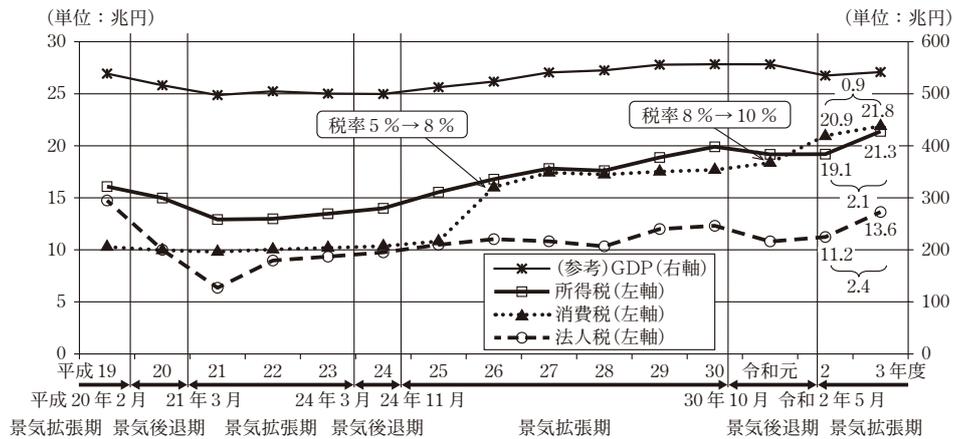
租税及印紙収入について、平成29年度から令和3年度までの推移をみると、図5のとおり、平成29年度の58.7兆円から8.2兆円増加し、令和3年度は67.0兆円となっている。特に、3年度は2年度の60.8兆円と比較して大幅な増加となっている。

図5 租税及印紙収入の推移



3年度の租税及印紙収入は67.0兆円に上り、このうち主要な税目である所得税、法人税及び消費税の合計は56.9兆円となっていて、租税及印紙収入の約8割を占めている。上記の3税目について、平成19年度から令和3年度までの推移を景気動向の推移と併せてみると、図6のとおり、所得税及び法人税の推移は、景気拡張期に増加し、景気後退期に減少するなど、景気動向の推移とおおむね連動している。3年度は、新型コロナウイルス感染症の影響下からの持ち直しの動きがみられ、景気拡張期となっており、所得税及び法人税は、前年度からそれぞれ2.1兆円及び2.4兆円大幅に増加して、21.3兆円及び13.6兆円となっている。一方、消費税の推移は、所得税及び法人税と異なり、景気動向の推移とはほとんど連動しておらず、消費税率(地方消費税分を含む。)の改定(平成26年4月の5%から8%及び令和元年10月の8%から10%)の影響を強く受けた平成26年度及び令和2年度に大きく増加している。3年度は、前年度から0.9兆円増加し、2年度に引き続き所得税を上回って、21.8兆円となっている。

図6 所得税、法人税及び消費税と景気動向の推移



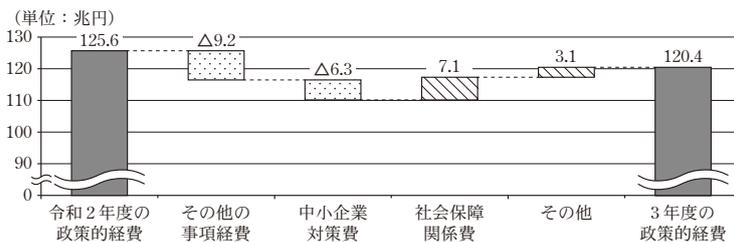
- 注(1) 消費税の税率は地方消費税分を含めて示しているが、消費税の金額には地方消費税分を含めていない。
 注(2) 「景気拡張期」及び「景気後退期」は、我が国の景気の転換点を示す内閣府「景気基準日付」を基に記載している。
 注(3) GDPは、令和4年9月に公表された内閣府「2022年4-6月期四半期別GDP速報2次速報値(平成27年基準)」による。

ウ 政策的経費の推移

3年度の政策的経費の前年度からの減少5.2兆円の内訳を主要経費別にみると、図7のとおり、^(注11) 社会保障関係費は7.1兆円増加しているものの、^(注11) その他の事項経費が9.2兆円、中小企業対策費が6.3兆円それぞれ減少しており、政策的経費の減少の主な要因は、その他の事項経費及び中小企業対策費の減少となっている。

(注11) 「その他の事項経費」は、主要経費別分類の一つであり、社会保障関係費等の他の項目に分類されなかったものである。

図7 令和3年度における前年度からの政策的経費の減少の内訳

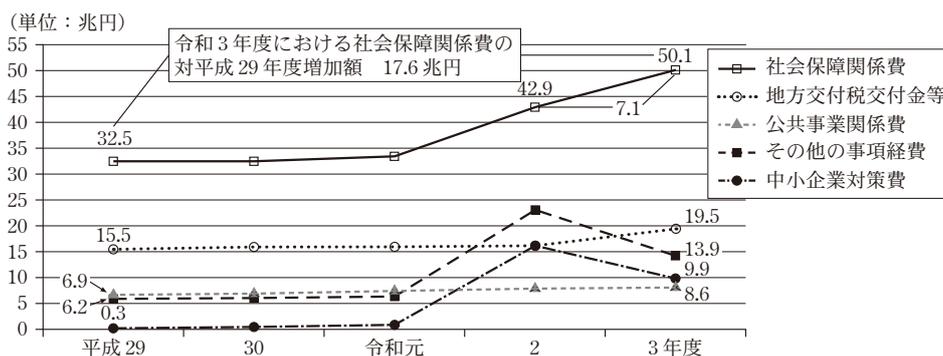


- 注(1) 「その他」は、地方交付税交付金等、文教及び科学振興費等である。
 注(2) 「その他の事項経費」、「中小企業対策費」、「社会保障関係費」及び「その他」については、前年度からの増減額を示している。

また、3年度の政策的経費120.4兆円を主要経費別にみると、社会保障関係費が50.1兆円、地方交付税交付金等が19.5兆円、その他の事項経費が13.9兆円、中小企業対策費が9.9兆円及び公共事業関係費が8.6兆円となっており、これら五つの主要経費計102.2兆円で政策的経費の約8割を占めている。上記五つの主要経費について、平成29年度から令和3年度までの推移をみると、図8のとおり

り、社会保障関係費については、高齢化に伴い年金、医療及び介護に係る経費が増加したことなどにより一貫して増加しており、3年度は平成29年度の32.5兆円に対して17.6兆円増の50.1兆円となっている。このうち、令和3年度においては、子育て世帯等臨時特別支援事業費補助金等により前年度から7.1兆円増加している。地方交付税交付金等については、平成29年度の15.5兆円以降、国の税収の増加等を反映して増加し、令和3年度は19.5兆円となっている。その他の事項経費については、平成29年度の6.2兆円以降、令和元年度まではほぼ横ばいであったが、2年度は特別定額給付金給付事業費補助金等により前年度から急増し、3年度は同補助金がなかったことなどにより前年度から減少したものの、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金等によりコロナ禍前の元年度を上回る13.9兆円となっている。中小企業対策費については、平成29年度の0.3兆円以降、令和元年度まではほぼ横ばいであったが、2年度は新型コロナウイルス感染症対策中小企業等持続化給付金等により前年度から急増し、3年度は同給付金が減少したことなどにより前年度から減少したものの、株式会社日本政策金融公庫出資金等によりコロナ禍前の元年度を上回る9.9兆円となっている。公共事業関係費については、平成29年度の6.9兆円以降、自然災害の発生等によって補正予算が編成されたことなどにより増加し、令和3年度には8.6兆円となっている。

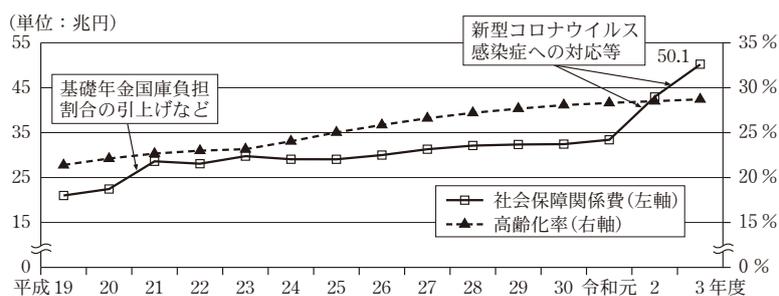
図8 社会保障関係費、地方交付税交付金等、公共事業関係費、その他の事項経費及び中小企業対策費の推移



(注) 「地方交付税交付金等」は、地方交付税交付金及び地方特例交付金である。

3年度の社会保障関係費50.1兆円は、政策的経費120.4兆円の約4割を占めており、一般会計PBの赤字の支出面の大きな要因となっている。社会保障関係費について、平成19年度から令和3年度までの推移を高齢化率の推移と併せてみると、図9のとおり、我が国の高齢化に伴い増加傾向となっており、特に、基礎年金国庫負担割合の引上げなどが行われた平成21年度並びに新型コロナウイルス感染症への対応等が行われた令和2年度及び3年度についてそれぞれ急増している。

図9 社会保障関係費及び高齢化率の推移



(注) 高齢化率は、総務省「人口推計」における各年10月1日現在の65歳以上人口の割合である。

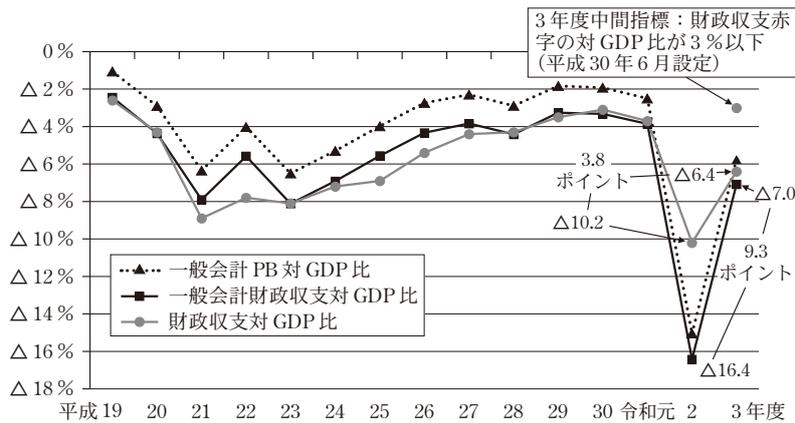
(2) 財政収支対 GDP 比

ア 財政収支対 GDP 比と一般会計財政収支対 GDP 比

財政収支、一般会計財政収支及び一般会計 PB のそれぞれの対 GDP 比について、平成 19 年度から令和 3 年度までの推移をみると、図 10 のとおり、財政収支対 GDP 比と一般会計財政収支対 GDP 比はおおむね同じように推移している。これは、地方財政計画を通じて国から地方に交付される地方交付税交付金等によって地方の財源が保障される仕組みなどにより、地方の財政収支がほぼ均衡して推移していることなどによる。また、同期間内において一般会計財政収支と一般会計 PB の差である国債等の利払費の金額の変動が少なかったため、一般会計財政収支対 GDP 比と一般会計 PB 対 GDP 比についても同じように推移している。

そして、一般会計財政収支対 GDP 比は、3 年度はマイナス 7.0% となっており、前年度のマイナス 16.4% からは 9.3 ポイント改善して、財政収支対 GDP 比は、3 年度はマイナス 6.4% となっており、前年度のマイナス 10.2% からは 3.8 ポイント改善しているが、いずれもコロナ禍前の元年度の水準には戻っておらず、財政収支対 GDP 比については中間指標であるマイナス 3.0% を下回っている。

図 10 財政収支、一般会計財政収支及び一般会計 PB のそれぞれの対 GDP 比の推移

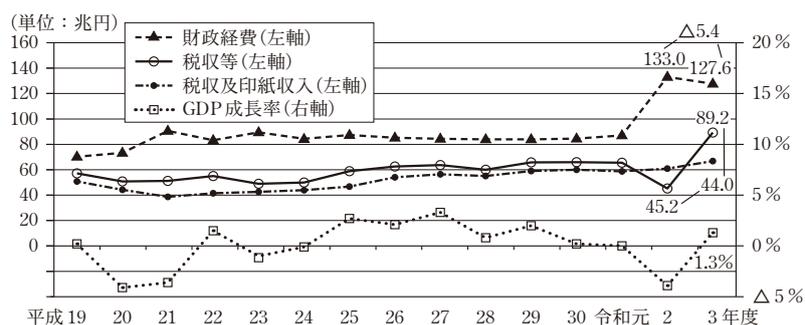


注(1) 財政収支対 GDP 比は、令和 4 年 7 月に公表された内閣府試算による。
 注(2) 一般会計財政収支対 GDP 比及び一般会計 PB 対 GDP 比は、令和 4 年 9 月に公表された内閣府「2022 年 4-6 月期四半期別 GDP 速報 2 次速報値(平成 27 年基準)」の GDP を用いて本院が算出した。
 注(3) 「3 年度中間指標」は、「経済財政運営と改革の基本方針 2018」において設定された「進捗を管理するためのメルクマール」である。

イ 税収等、財政経費及び GDP 成長率

一般会計財政収支の内訳となる税収等と財政経費について、平成 19 年度から令和 3 年度までの推移を GDP 成長率の推移と併せてみると、図 11 のとおり、税収等については、おおむね、GDP 成長率が継続してプラスのときに増加する傾向が見受けられる。3 年度においては、GDP 成長率はプラス 1.3% であり、税収等は、前記のとおり、前年度剰余金受入が前年度から 29.1 兆円増加したことが大きな要因となるなどして 44.0 兆円増加して 89.2 兆円となり、財政経費は、前年度から 5.4 兆円減少して、127.6 兆円となっている。

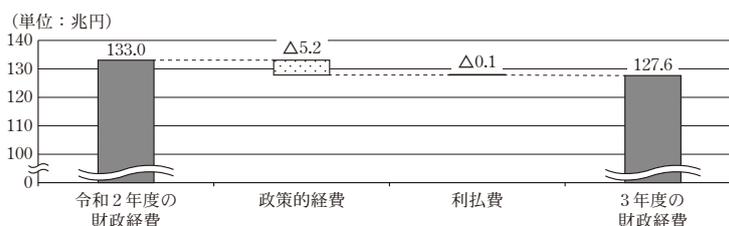
図11 税収等、財政経費及びGDP成長率の推移



(注) GDP成長率は、令和4年9月に公表された内閣府「2022年4-6月期四半期別GDP速報2次速報値(平成27年基準)」による。

3年度における前年度からの財政経費の減少5.4兆円の内訳を政策的経費と利払費に区分してみると、図12のとおり、政策的経費が5.2兆円、利払費が0.1兆円それぞれ減少しており、政策的経費の減少が財政経費の減少の主な要因となっている。

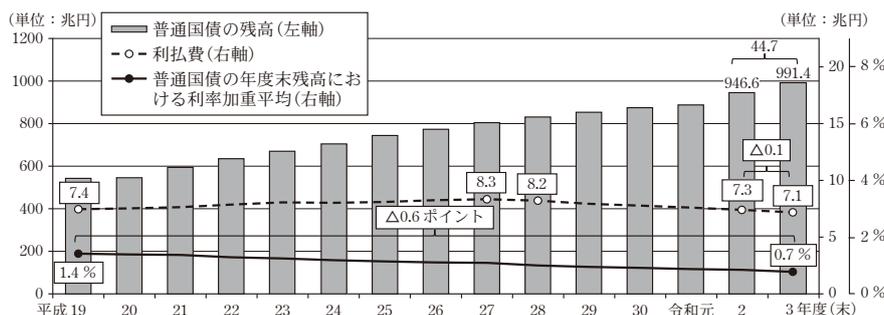
図12 令和3年度における前年度からの財政経費の減少の内訳



(注) 「政策的経費」及び「利払費」については、前年度からの減少額を示している。

財政経費のうち利払費は、普通国債の残高と金利(利率)によって決定される。普通国債の利率加重平均(年度末の残高に係る表面利率の加重平均)について、平成19年度から令和3年度までの推移をみると、図13のとおり、平成19年度の1.4%から令和3年度の0.7%へと0.6ポイント減少している。そして、利払費は、平成19年度の7.4兆円以降、普通国債の残高の累増による影響が普通国債の利率加重平均の低下による影響を上回っていることから27年度までは増加傾向となっていたが、28年度以降は普通国債の利率加重平均の低下による影響が普通国債の残高の累増による影響を上回っていることから減少しており、令和3年度末の普通国債の残高が前年度末から44.7兆円増加して991.4兆円となっているものの、利払費は、前年度から0.1兆円減少して7.1兆円となっている。

図13 普通国債の残高、利払費及び利率加重平均の推移



注(1) 普通国債の額は、一般会計歳入歳出決算に添付され国会に提出されている「国の債務に関する計算書」等では示されていないことから、財務省「国債統計年報」等における各年度末現在額による。

注(2) 利率加重平均は、割引国債(無利子)を除く。

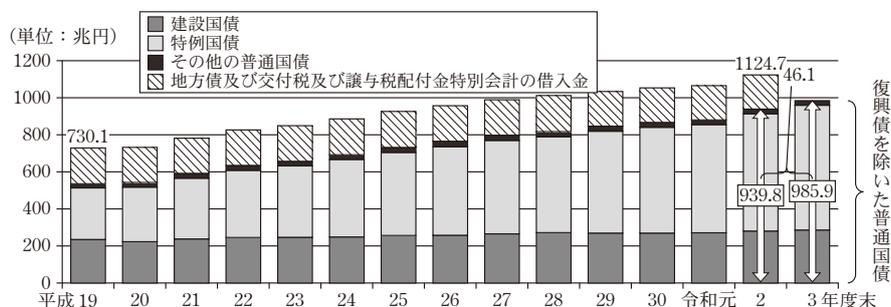
注(3) 利払費は、一般会計における支出済歳出額である。

(3) 債務残高対 GDP 比

ア 債務残高の推移

債務残高とその内訳について、平成19年度末から令和3年度末までの推移をみると、図14のとおり、普通国債のうち復興債(その借換債を含む。以下(3)において同じ。)を除いた国債(以下「復興債を除いた普通国債」という。)が債務残高の大半を占めており、その残高は引き続き増加している。そして、3年度末の復興債を除いた普通国債の残高は、前年度末から46.1兆円増加(対前年度比4.9%増)して、985.9兆円となっている。

図14 債務残高の推移



注(1) 復興債を除いた普通国債の額は、財務省「国債統計年報」等における各年度末現在額によるものであり、建設国債、特例国債及びその他の普通国債の額は、それぞれの借換債の額を含んでいる。

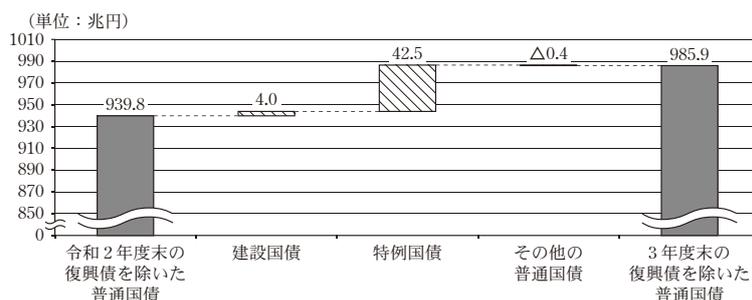
注(2) 特例国債には震災特例国債(阪神・淡路大震災に対処するための平成6年度における公債の発行の特例等に関する法律(平成7年法律第17号)に基づき平成6年度に発行された国債)を含む。また、その他の普通国債は、減税特例国債、日本国有鉄道清算事業団承継債務借換国債、国有林野事業承継債務借換国債等である。

注(3) 地方債の額は、総務省「地方財政白書」における各年度末の地方債現在高による。なお、令和3年度末の地方債現在高は、4年9月時点では示されていない。

注(4) 交付税及び譲与税配付金特別会計の借入金の額は、一般会計の国の債務に関する計算書のうち交付税及び譲与税配付金特別会計から承継した分及び交付税及び譲与税配付金特別会計の債務に関する計算書における翌年度以降への繰越債務負担額を合算した額である。

3年度末の復興債を除いた普通国債の前年度末からの増加46.1兆円の内訳を建設国債、特例国債及びその他の普通国債(それぞれの借換債を含む。以下(3)において同じ。)に区分してみると、2年度に次ぐ新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う歳出の増加等により、図15のとおり、建設国債は4.0兆円、特例国債は42.5兆円それぞれ増加している一方、その他の普通国債は0.4兆円減少しており、復興債を除いた普通国債の増加の要因は、建設国債及び特例国債の増加となっている。

図15 復興債を除いた普通国債の令和3年度末における前年度末からの増加の内訳



注(1) 復興債を除いた普通国債等の額は、財務省「国債統計年報」等における各年度末現在額によるものであり、建設国債、特例国債及びその他の普通国債の額は、それぞれの借換債の額を含んでいる。

注(2) 「その他の普通国債」は、減税特例国債、日本国有鉄道清算事業団承継債務借換国債、国有林野事業承継債務借換国債等である。

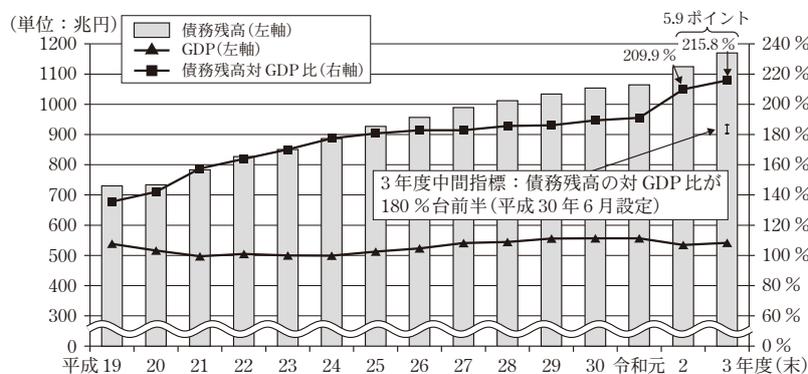
注(3) 「建設国債」、「特例国債」及び「その他の普通国債」については、前年度からの増減額を示している。

建設国債及び特例国債の残高については、平成19年度末以降、特例国債の残高が建設国債の残高を上回る状況が続いており、また、いずれも19年度末から令和3年度末にかけて増加しているが、その増加額は特例国債が建設国債を大幅に上回る状況となっている(図14参照)。

イ 債務残高と債務残高対GDP比の推移

債務残高と債務残高対GDP比について、平成19年度から令和3年度までの推移をGDPの推移と併せてみると、図16のとおり、債務残高は一貫して増加しており、債務残高対GDP比の増加幅は、GDPが緩やかに増加していた平成25年度から令和元年度までについては、平成20年度から24年度にかけての増加幅に比べて抑えられていたものの、令和2年度の債務残高対GDP比は、債務残高が大幅に増加し、GDPが減少したことから前年度を大幅に上回った。そして、3年度の債務残高対GDP比は、GDPは増加に転じたものの、債務残高が大幅に増加したことから対前年度比5.9ポイント増の215.8%となっており、前年度に引き続き平成25年度から令和元年度までの各年度の増加幅を上回る増加となっており、中間指標である180%台前半を上回っている。

図16 債務残高と債務残高対GDP比の推移



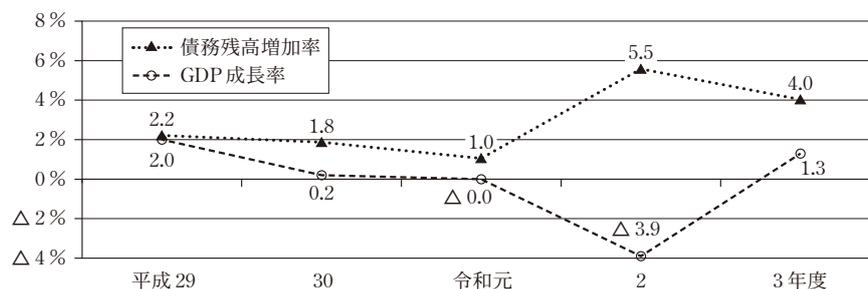
注(1) 債務残高及び債務残高対GDP比は、令和4年7月に公表された内閣府試算による。

注(2) GDPは、令和4年9月に公表された内閣府「2022年4-6月期四半期別GDP速報2次速報値(平成27年基準)」による。

注(3) 「3年度中間指標」は、「経済財政運営と改革の基本方針 2018」において設定された「進捗を管理するためのメルクマール」である。

そこで、債務残高対 GDP 比の増加要因となる債務残高の前年度末からの増加率(以下「債務残高増加率」という。)及び GDP 成長率について、平成 29 年度から令和 3 年度までの推移をみると、図 17 のとおり、債務残高増加率は元年度まで減少傾向となっていたものの、2 年度に大幅に増加し、3 年度においては前年度から減少したものの、コロナ禍前の元年度と比較して依然として高い水準となっている。また、債務残高増加率は平成 29 年度以降全ての年度において GDP 成長率を上回っており、令和 2、3 両年度はその差がコロナ禍前の元年度より大きくなっている。

図 17 債務残高増加率及び GDP 成長率の推移



注(1) GDP 成長率は、令和 4 年 9 月に公表された内閣府「2022 年 4-6 月期四半期別 GDP 速報 2 次速報値(平成 27 年基準)」による。

注(2) 債務残高増加率は、令和 4 年 7 月に公表された内閣府試算の「公債等残高」を用いて本院が算出した。

(4) 普通国債の発行・償還等の状況

前記のとおり、国の一般会計の決算額でみた財政健全化の指標と、普通国債の発行・償還等との間には一定の関係があることから、普通国債の発行・償還等の推移について、財政健全化の指標の理解に資するための参考として示すと、次のとおりである。

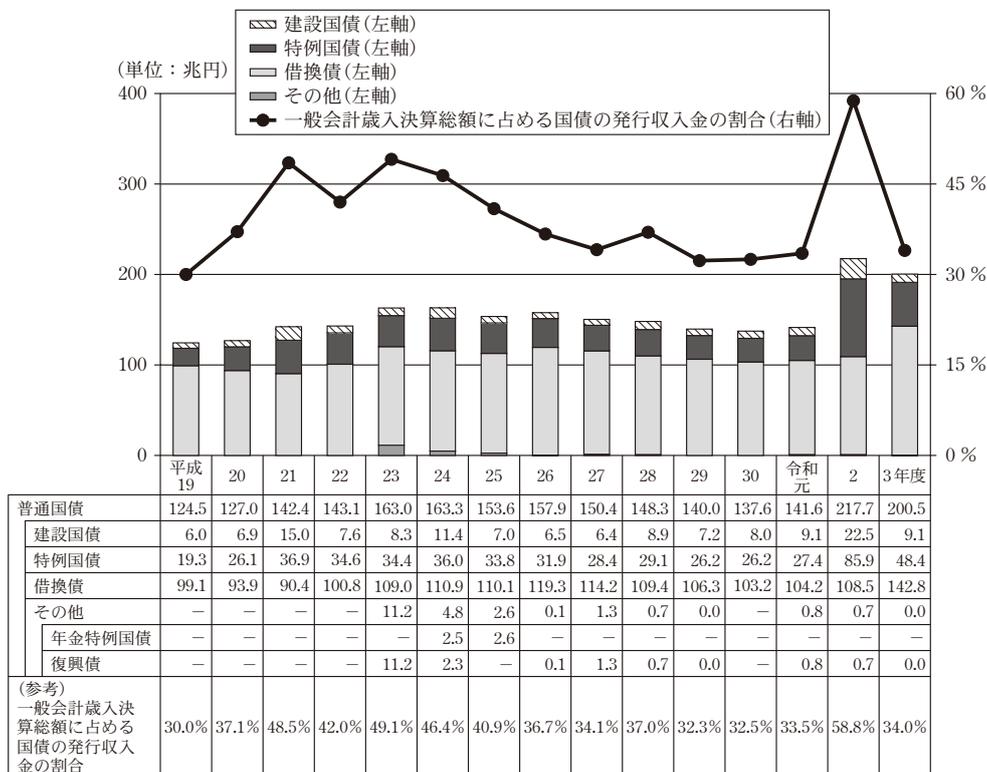
ア 普通国債の発行額の推移

平成 19 年度から令和 3 年度までの普通国債の発行額(収入金ベース)^(注12)の推移をみると、図 18 のとおり、建設国債は、平成 21 年度及び 24 年度において大規模な経済対策が措置されたことなどにより大きく増加しているが、それ以外は令和元年度まで大きな変動は見受けられない。特例国債は、平成 21 年度において税収の落ち込みを補うなどのために大きく増加した後、30 年度までは減少傾向となっていた。借換債は、21 年度から 26 年度までは増加傾向となっていたが、27 年度から令和元年度までは減少傾向となっていた。そして、2 年度は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う大規模な補正予算の財源として、建設国債及び特例国債の発行額が大きく増加したが、3 年度は両者とも 2 年度から減少し、特例国債は元年度以前と比較して依然として高い水準にあるものの、建設国債は元年度以前と同水準となっている。一方、借換債は、2 年度に大幅に増加させた償還期限の短い国債が 3 年度に償還期限を迎えたことにより、3 年度に大幅に増加している。

また、国の一般会計歳入決算総額に占める国債の発行収入金の割合は、世界的な金融危機や東日本大震災の影響等により増加したもののその後低下し、平成 26 年度以降は大幅な増加はなくおおむね横ばいであった。そして、令和 2 年度は 50% を超える状況となったが、3 年度は元年度以前と同水準となっている。

(注12) 収入金ベース 国債の発行額を収入金額を用いて示したもの。4月から翌年3月までの発行収入金をベースに特会法第47条第1項において認められている会計年度を超えた借換債の前倒し発行分及び公債の発行の特例に関する各法律等により認められている翌年度の4月から6月までの出納整理期間発行分の調整を行っている。

図18 普通国債の発行額(収入金ベース)の推移



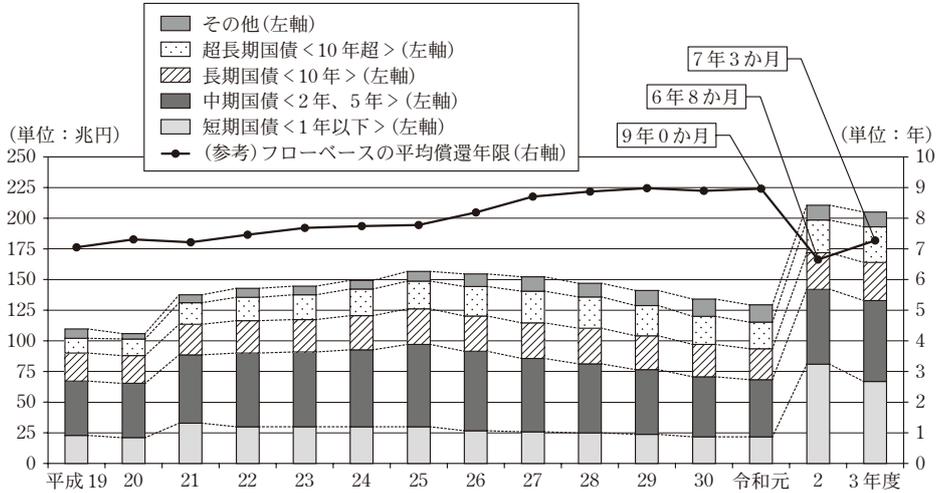
(注) 「一般会計歳入決算総額に占める国債の発行収入金の割合」については、建設国債、特例国債、年金特例国債及び復興債(平成23年度分のみ)が含まれる。

なお、財務省は、国債の確実かつ円滑な発行等を図るために、国債発行に当たっては、市場の動向及び投資家のニーズ等を勘案して、各年度のカレンダーベース市中発行額について償還年限別の発行額を決定している。国債のカレンダーベース市中発行額について償還年限別の推移を示すと、図19のとおり、平成25年度から令和元年度までは10年以下の償還年限の発行額は減少傾向となっていた。しかし、2年度は、短期国債を中心に発行額を大幅に増加させた結果、フローベースの平均償還年限は、元年度の9年0か月から2年度の6年8か月へと2年以上短期化した。そして、3年度は、短期国債を前年度から減額するなどした結果、フローベースの平均償還年限は7年3か月となっている。

(注13) カレンダーベース市中発行額 国債の発行方式は、公募入札を基本とした市中発行方式、個人向け販売及び公的部門発行方式(日銀乗換)の三つに大別され、カレンダーベース市中発行額は、市中発行方式のうち、あらかじめ額を定めた入札により定期的に発行する国債の4月から翌年3月までの発行額(額面)の総額であり、市中発行方式の大半を占めている。なお、カレンダーベース市中発行額には、普通国債のほか、同一の金融商品として普通国債と一体として発行される財投債(特会法第62条第1項の規定に基づき財政融資資金の運用の財源に充てるために財政投融資特別会計において発行される公債)が含まれる。

(注14) フローベースの平均償還年限 カレンダーベース市中発行額における各国債の償還年限を加重平均したもの

図19 国債のカレンダーベース市中発行額における償還年限別発行額の推移



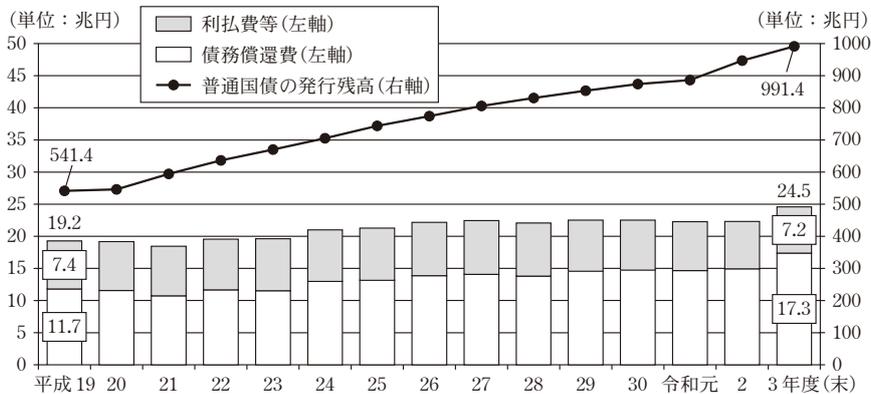
注(1) 発行額は、普通国債と財投債の合計額である。
 注(2) 「その他」は、流動性供給入札に係る分、変動利付国債<15年>及び物価連動国債<10年>である。
 注(3) < >は償還年限を表している。

イ 国債費及び普通国債の発行残高の推移

国債費は、過去に発行された国債の償還及び利払等の財源として一般会計から国債整理基金特別会計に繰り入れられた額等であり、国債の償還のために繰り入れられた額(以下「債務償還費」という。)と利子等の支払のために繰り入れられた額等(以下「利払費等」という。)で構成されている。平成19年度から令和3年度までの国債費の決算額の推移についてみると、図20のとおり、債務償還費が平成22年度以降増加傾向であることから増加傾向となっていて、19年度に19.2兆円であったものが、令和3年度には24.5兆円となり、5.2兆円増加している。

また、普通国債の発行残高の推移をみると、図20のとおり、平成19年度末に541.4兆円であったものが令和3年度末には991.4兆円となっており、一貫して増加している。

図20 国債費の決算額及び普通国債の発行残高の推移



(注) 普通国債の発行残高は、財務省「国債統計年報」等における各年度末現在額による。

3 まとめ

(1) 国・地方PB及び国・地方PB対GDP比

国・地方PB及び国・地方PB対GDP比は、平成19年度から令和3年度まで一般会計PB及び一般会計PB対GDP比とおおむね同じように推移しており、3年度の一般会計PBは、前年度から改善してマイナス31.1兆円となっているが、コロナ禍前の元年度の水準には戻っていない。一般会計PBの内訳となる税金等及び政策的経費について、平成19年度から令和3年度までの推移をみると、全ての年度において政策的経費が税金等を上回っている。そして、3年度の一般会計PBは、政策的経費が前年度から減少し、税金等が前年度から増加していて、一般会計PBの赤字は大幅に改善しているが、コロナ禍前の元年度の水準には戻っていない。3年度の一般会計PBの内訳の前年度からの増減要因についてみると、収入面では、3年度の税金等のうち、租税及印紙収入が6.2兆円、前年度剰余金受入が29.1兆円及び「その他」が8.6兆円それぞれ増加している。このうち、3年度の租税及印紙収入についてみると、所得税、法人税及び消費税が増加したことにより、前年度と比較して大幅な増加となっている。支出面では、3年度の政策的経費のうち、社会保障関係費が7.1兆円増加しているものの、その他の事項経費が9.2兆円、中小企業対策費が6.3兆円それぞれ減少している。また、政策的経費の約8割を占める社会保障関係費、地方交付税交付金等、その他の事項経費、中小企業対策費及び公共事業関係費について、平成29年度から令和3年度までの推移をみると、社会保障関係費が一貫して増加するなどしている。3年度においては、社会保障関係費については、子育て世帯等臨時特別支援事業費補助金等により前年度から大幅に増加し、地方交付税交付金等については、国の税金の増加等を反映して増加している。その他の事項経費については、特別定額給付金給付事業費補助金がなかったことなどにより前年度から減少したものの、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金等によりコロナ禍前の元年度を上回っており、中小企業対策費についても、新型コロナウイルス感染症対策中小企業等持続化給付金が減少したことなどにより前年度から減少したものの、株式会社日本政策金融公庫出資金等により元年度を上回っている。そして、公共事業関係費については、自然災害の発生等によって補正予算が編成されたことなどにより増加している。3年度の政策的経費の約4割を占める社会保障関係費について、平成19年度から令和3年度までの推移を高齢化率の推移と併せてみると、我が国の高齢化に伴い増加傾向となっており、特に、基礎年金国庫負担割合の引上げなどが行われた平成21年度並びに新型コロナウイルス感染症への対応等が行われた令和2年度及び3年度についてそれぞれ急増しており、一般会計PBの赤字の支出面の大きな要因となっている。

(2) 財政収支対GDP比

財政収支対GDP比は、平成19年度から令和3年度まで一般会計財政収支対GDP比とおおむね同じように推移している。そして、一般会計財政収支と一般会計PBの差である国債等の利払費の金額の変動が少なかったため、一般会計財政収支対GDP比と一般会計PB対GDP比についても同じように推移しており、3年度の一般会計財政収支対GDP比は、前年度から改善してマイナス7.0%となっているが、コロナ禍前の元年度の水準には戻っていない。一般会計財政収支の内訳となる税金等と財政経費について、平成19年度から令和3年度までの推移をGDP成長率の推移と併せてみると、税金等については、おおむね、GDP成長率が継続してプラスのときに増加する傾向が見受けられる。3年度においては、GDP成長率はプラスであり、税金等は、前年度剰余金受入が前年度から大幅に増加したことなどにより大幅に増加していた。財政経費については、3年度は前年度から減少

しており、その内訳についてみると、政策的経費が5.2兆円、利払費が0.1兆円それぞれ減少している。利払費は、平成28年度以降、普通国債の利率加重平均の低下による影響が普通国債の残高の累増による影響を上回っていることから減少している。

(3) 債務残高対GDP比

復興債(その借換債を含む。以下同じ。)を除いた普通国債の残高は債務残高の大半を占めていて引き続き増加しており、令和3年度末の復興債を除いた普通国債の残高は、前年度末から46.1兆円増加(対前年度比4.9%増)して、985.9兆円となっている。3年度末の復興債を除いた普通国債の前年度末からの増加の内訳についてみると、2年度に次ぐ新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う歳出の増加等により、建設国債(その借換債を含む。以下同じ。)は4.0兆円、特例国債(その借換債を含む。以下同じ。)は42.5兆円それぞれ増加している一方、その他の普通国債(その借換債を含む。)は0.4兆円減少している。建設国債及び特例国債の残高については、平成19年度末から令和3年度末にかけて、いずれも増加しているが、その増加額は特例国債が建設国債を大幅に上回る状況となっている。

債務残高対GDP比について、平成19年度から令和3年度までの推移をGDPの推移と併せてみると、GDPが緩やかに増加していた平成25年度から令和元年度までの増加幅は、平成20年度から24年度にかけての増加幅に比べて抑えられていたものの、令和2年度は前年度を大幅に上回り、3年度も前年度に引き続き平成25年度から令和元年度までの各年度の増加幅を上回る増加となっている。債務残高対GDP比の増加要因となる債務残高増加率及びGDP成長率について、平成29年度から令和3年度までの推移をみると、債務残高増加率は元年度まで減少傾向となっていたものの、2年度に大幅に増加し、3年度においては前年度から減少したものの、コロナ禍前の元年度と比較して依然として高い水準となっている。また、債務残高増加率は平成29年度以降全ての年度においてGDP成長率を上回っており、令和2、3両年度はその差がコロナ禍前の元年度より大きくなっている。

本院としては、これらを踏まえて、国の財政の状況について引き続き注視していくこととする。